

武蔵村山市第二次環境基本計画

(平成28年度～平成37年度)



平成28年3月

武蔵村山市

武蔵村山市第二次環境基本計画の策定にあたって

私たちの住んでいる武蔵村山市は、みどり豊かな狭山丘陵の懐に抱かれたまちとして、市民の皆様とともに伝統的な文化や産業を継承しながら発展してまいりました。

私たちの生活は、経済活動の発展や拡大により、大変便利で豊かになりました。一方で、環境負荷低減の取組もライフスタイルや事業活動に浸透しつつあるものの、地球温暖化に起因する気候変動の影響の顕在化や本格的な循環型社会への移行、生物多様性の確保など、取り組むべき課題は、依然として多岐にわたっています。



また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでのエネルギー政策をもう一度見つめ直す契機となりました。

私たちは、本市のこの豊かな自然環境を大切に、今の環境をより良いものとして、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市は、平成16年7月に環境の保全等に関する基本理念と、市・市民・事業者の責務、環境保全等に関する基本的施策を定めた「武蔵村山市環境基本条例」を制定しました。その後、「環境基本条例」の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」を策定（平成24年5月に改訂）し、市・市民・事業者の三者協働のもと、取組を進めてきました。

この度、「武蔵村山市環境基本計画」が、平成27年度をもって期間満了を迎えるため、引き続き、人と自然との共生を基本とし、市・市民・事業者が協働して豊かな自然環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを目指し、「武蔵村山市第二次環境基本計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、本計画の基本理念に基づき、環境保全等に関する取組を推進し、本市が目指す望ましい環境像『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』の実現に向けて努力していく所存でございますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり、御尽力を賜りました「武蔵村山市環境審議会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました市民・事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成28年3月

武蔵村山市長

藤野 勝

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画の策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象地域	2
5 計画の推進主体	3
6 計画の対象とする範囲	4
第2章 環境に関連する動向	5
1 環境を取り巻く社会情勢	5
2 武蔵村山市の概要	10
3 市民意識	13
4 策定に当たっての視点	15
第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて	17
1 望ましい環境像と施策体系	17
2 環境像の実現に向けた取組	20
基本施策柱1 みどり等との共生	20
基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進	30
基本施策柱3 4Rの推進	37
基本施策柱4 生活環境の保全	43
基本施策柱5 環境行動・教育の推進	48
第4章 今後10年間で重点的に取り組んでいくこと	51
みどりを誇りに思う意識の醸成	52
エネルギーについて知る機会の創出	52
市民とともに4Rを推進	53
地域環境情報の収集	53
市民・事業者の取組の把握とその行動支援	54
第5章 基本的取組の推進	55
1 計画の推進体制	55
2 計画の進行管理	56
第6章 資料編	63

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画の策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「本市」といいます。）は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として発展してきました。そして、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。

本市では、平成16年7月に、環境の保全等に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、環境保全等に関する基本的施策を定めた「武蔵村山市環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を施行しました。また、「環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、平成24年度に、環境問題や社会情勢の変化を踏まえ前計画の改訂を行いました。そして、平成27年度に目標年度を迎えました。

環境を取り巻く課題は、市だけで解決できる問題ではなく、一人ひとりのライフスタイルの転換や事業者の事業活動の転換も求められます。この10年間で、環境に関する法体系が整備され、市民・事業者の環境に関する意識も高まっていますが、課題解決に当たっては、市・市民・事業者が一体となった取組が、今後より一層求められます。

このような、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、前計画が平成27年度に目標年度を迎え、また、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、「武蔵村山市第二次環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

武蔵村山市環境基本条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

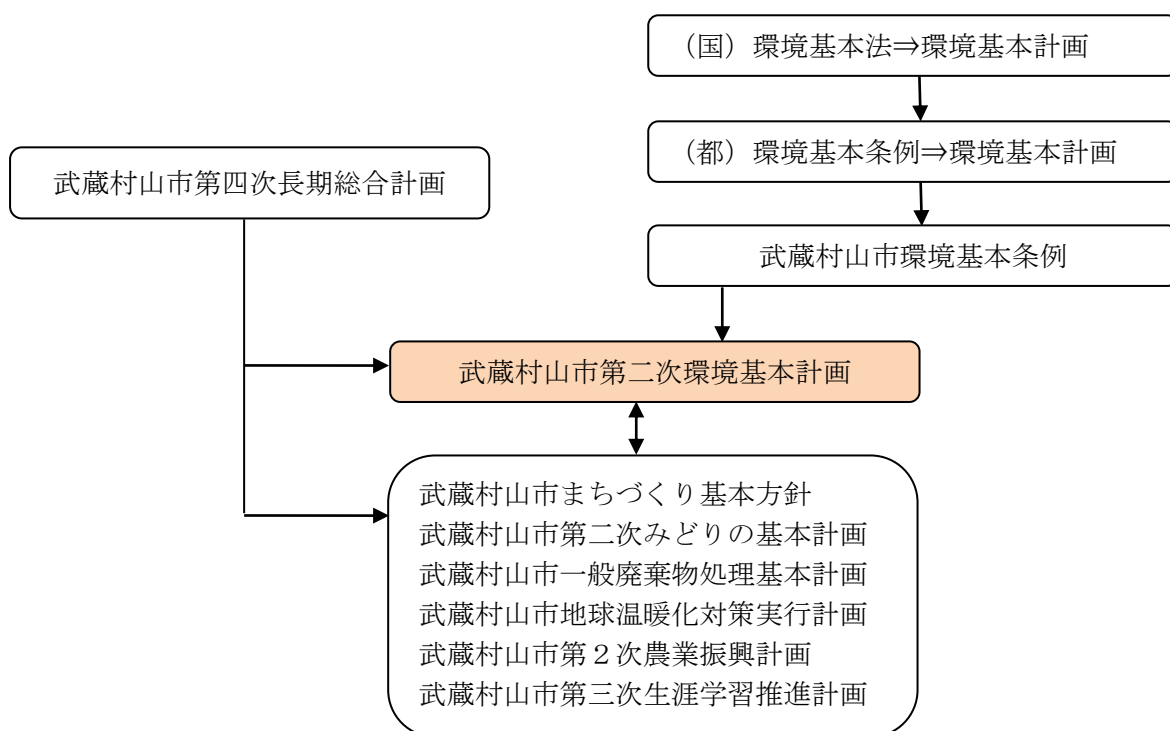
3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、「環境基本条例」に基づき定めるもので、「武蔵村山市第四次長期総合計画（平成23年度～32年度）」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として位置づけをしていくものです。

なお、「武蔵村山市まちづくり基本方針」などの関連計画における環境に関する施策とも整合性を図ります。

<環境基本計画の位置づけ>



3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境問題や社会動向等の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、都との連携を図ります。

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

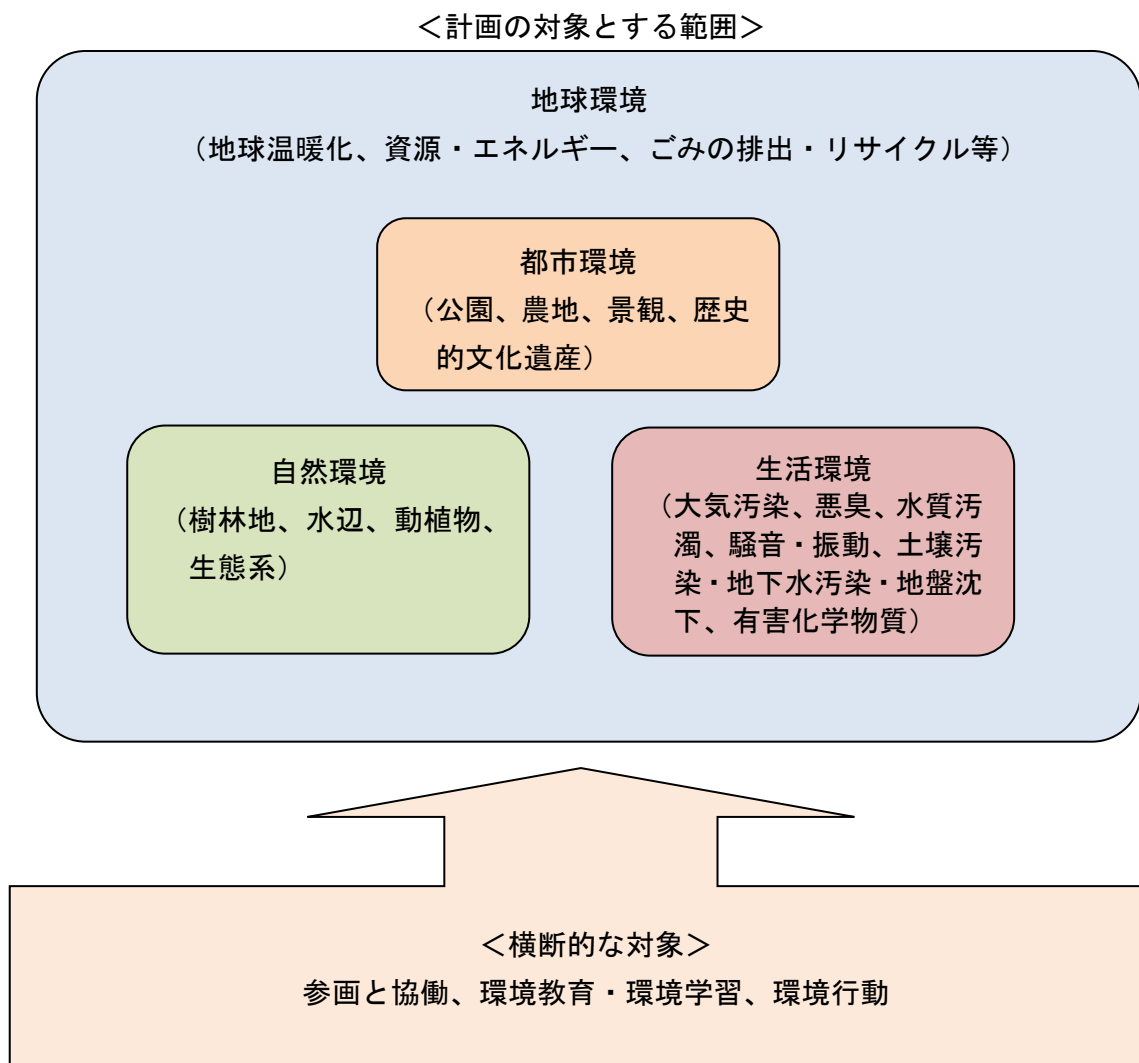
<計画の推進主体とその責任と役割>

市の責任と役割	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する施策を策定し、実施します。・自ら率先して環境負荷低減に取り組み、市民・事業者と連携を図り、環境に関する取組を実施します。・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。
市民の責任と役割	<ul style="list-style-type: none">・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。
事業者の責任と役割	<ul style="list-style-type: none">・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。・事業活動に係る製品等の使用又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要なことを実施するよう努めます。・地域の一員として、環境の保全等に関する学習の機会や地域活動へ参加します。

6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。また、これらの4つの環境と横断的に係わる「参画と協働、環境教育・環境学習、環境行動」を範囲に含めます。

対象とする範囲は以下の4つの環境及び横断的な対象を1分野とします。



第2章 環境に関連する動向

1 環境を取り巻く社会情勢

前計画の計画期間（平成18年度から平成27年度まで）の国内及び国際動向について以下にまとめます。「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されるとともに、近年は、「エネルギー」や「低炭素」に関する動向は流動的となっています。また、「生物多様性」、「環境教育」に関する動きにも留意する必要があります。

平成 (年度)	主 な 国 内 動 向	主 な 国 際 動 向
18	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）改正（容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> EUのRoHS指令施行（電子・電気機器における特定有害物質の使用制限）
19	<ul style="list-style-type: none"> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）改正（食品循環資源の再生利用等を一層促進） 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第4次評価報告書発表
20	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正（地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大） 生物多様性基本法、エコツアー法 施行 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間開始
21	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）改正 	<ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動サミット開催 COP15開催（コペンハーゲン合意に留意）
22	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国際生物多様性年 COP16開催（カンクン合意）
23	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> COP17開催（ダーバン合意）
24	<ul style="list-style-type: none"> 第四次環境基本計画の閣議決定 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行（低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進） 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催
25	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）の閣議決定 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀に関する水俣条約採択
26	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表
27	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法の改正 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> COP21開催（パリ協定採択）

(1) 低炭素社会に向けた法整備の推進

平成20年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「エコまち法」といいます。）が公布され、低炭素なまちづくりに向けた取組が進められています。さらに、平成25年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）の改正が行われるとともに、全ての新築建築物の省エネ法適合義務化を平成32年までに実施する方向で検討が進められています。

また、近年、地球温暖化が原因とみられる日降水量100mm以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想（IPCC 第5次報告書）されているため、市民・事業者をはじめとする全ての主体が地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に行動することが求められています。

「IPCC 第5次評価報告書統合報告書」では、温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす適応策の取組が必要とされており、国では適応計画の策定を予定しています。

東日本大震災は、広範囲にわたる大津波の襲来による被害や原子力発電所の事故など、深刻な問題を引き起こしました。これにより、国はリスク管理の在り方とともに、震災前のエネルギー政策や地球温暖化対策を含めた環境政策の見直しを行っています。引き続き、国の動向に留意するとともに、地域における取組を着実に進める必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの推進

化石燃料系資源の枯渇や市場価格の変動、地球温暖化等を背景として太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発、利用が推進されています。特に、平成24年7月から開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電などが増加しています。

また、電力・ガスの小売自由化について、家庭用等規制が残る部分についても、電気は平成28年に、ガスは平成29年を目途に自由化することが予定されています。

(3) 資源循環の質の向上

石油や石炭といった化石燃料系資源に限らず、希少金属や飲料水といった天然資源の枯渇が懸念されます。また、途上国が環境に十分配慮しないなかで急速に経済発展していることに伴い、資源消費量及び廃棄物の発生量の急増がみられます。さらに、化石燃料系資源や希少金属等をめぐる国際紛争がみられます。

資源やエネルギーを大量に消費する現状を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直す価値観や意識の変化が地球的規模でみられます。また、閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化の必要性がうたわれています。

一方で、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故による大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物については、その処理を巡り大きな社会問題にもなりました。東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、環境面においても重視されるようになりました。今後は、環境面においても安全対策に対する認識や協力関係の共有を図ることが必要とされています。

(4) 公共施設・都市基盤ストックの更新

各地方公共団体において公共施設等の老朽化対策が課題となっており、更新等を計画的に行い最適な配置を実現することが必要となっていることから、国は、地方公共団体に対して平成26年4月22日付で公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請を行うとともに、同日付で「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示しました。

これに伴い、本市においても平成27年度より、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を設置し、計画の策定に着手しています。

建築物の長寿命化を図ることは、資源の節約につながるものであり、また、新築・改築時に、壁・窓の断熱化や再生可能エネルギー設備を導入することで、CO₂排出量の削減につながります。そのような視点から見ると、建築物が地球温暖化にもたらす影響は大きいと考えられるため、環境に配慮した計画的な更新が求められます。

建設廃棄物の排出量は平成20年度より増加していますが、平成24年度の再資源化・縮減率は96%と着実に向上しています。

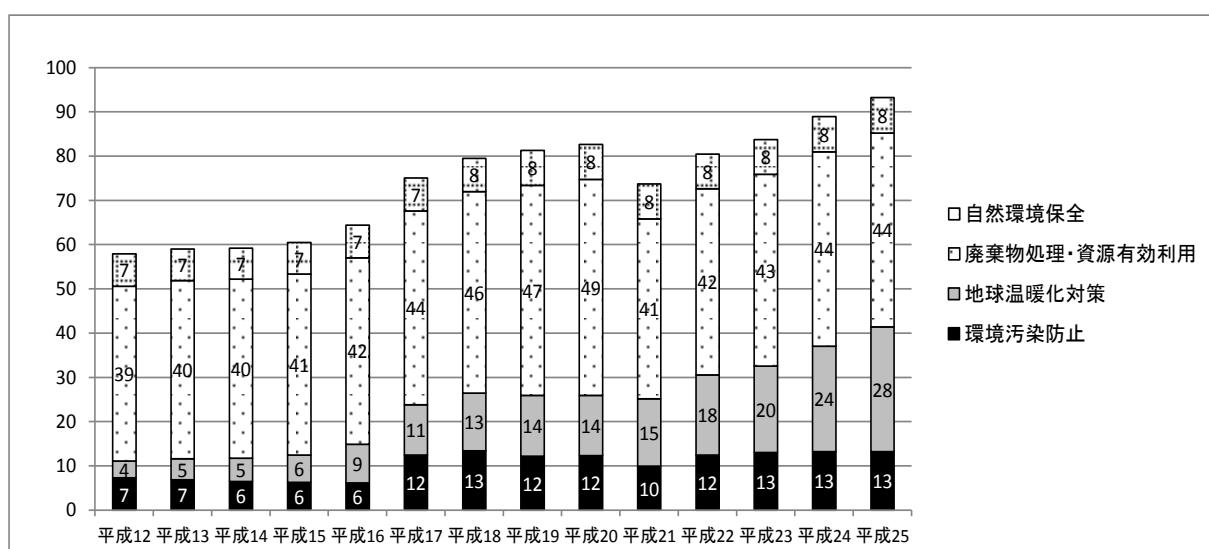
今後、東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、これまでの高い水準での再資源化・縮減率の維持や発生量の増加への対応が必要とされています。

(5) 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

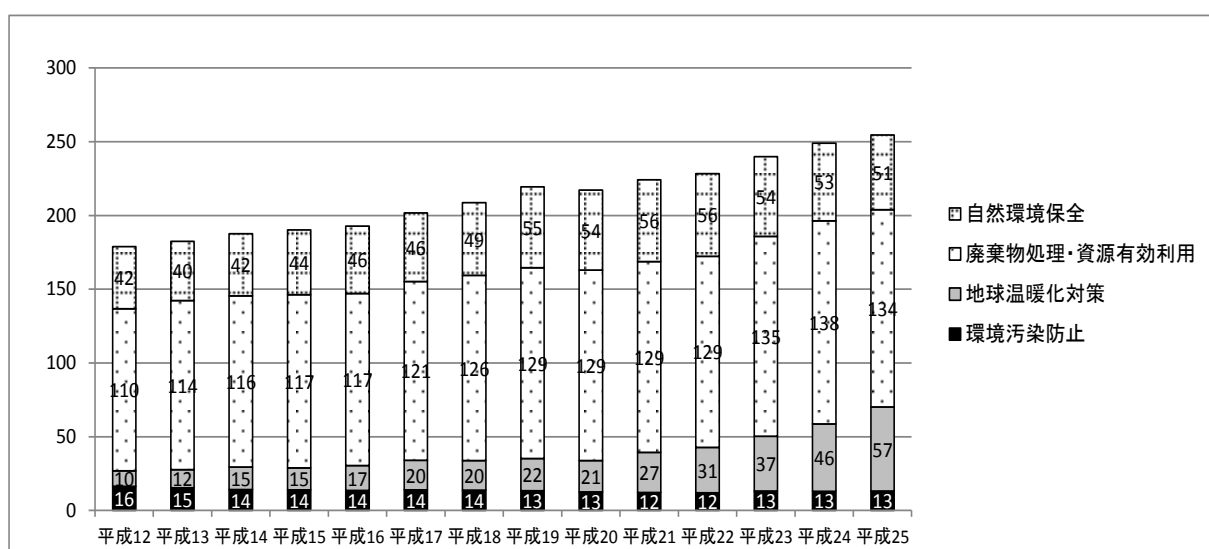
経済面ではグローバル化の進展に伴い、企業の国内生産拠点を海外へ移転させたり、集約化する動きが進んでいましたが、円安等による国内回帰も進んでいます。

環境省の推計によると、地球温暖化対策や資源有効活用分野といった環境産業の市場規模はリーマンショックを受けて平成21年に縮小しましたが、平成22年は景気の持ち直し等を受けて再び増加に転じ、平成25年、市場規模約93兆円（前年比約4.0%増）、雇用規模約255万人（前年比約2.3%増）と増加傾向となっています。

市場規模(平成25年版、兆円)



雇用規模(平成25年版、万人)



出典：環境省ホームページ（環境経済情報ポータルサイト）

(6) 生物多様性の危機と都市における「みどり」の役割の多様化

ア 生物多様性の危機

地球規模で生物多様性を構成する主要要素（遺伝子、種、生態系）の損失が続いていると報告されています（「地球規模生物多様性概況第3版」（平成22年生物多様性条約事務局公表））。日本国内においても、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系の損失は大きいと報告されており（「生物多様性総合評価」（平成22年公表））、生物多様性の保全と、生態系の持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

イ 都市におけるみどりの重要性の高まり

都市のみどりは、従来の緑地としての役割に加え、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の局地的な気温の上昇に対する緩和作用や二酸化炭素の吸収効果があります。

生物多様性の確保や、自然とのふれあいの場の創出など、都市環境におけるみどりに求められている機能は多様化し、重要性が高まっています。

また、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

(7) 市民・事業者の参画の高まり

ア 市民や事業者の役割の拡大、地域全体での環境保全へ

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。また、公共的な領域・分野の管理運営は専ら行政が担うものとされてきましたが、公共的な領域が拡大、多様化するなかで新しい公共の考え方のもと、市・市民・事業者・NPOなど多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、協働して管理運営する事例が増えています。

環境関連では、エネルギーという視点から、新たな事業者・NPOが積極的にまちづくりに参画する様子も見受けられ、市民・事業者の役割が拡大しています。

東日本大震災以降、防災の観点から地域のコミュニティ活動の重要性が再評価されつつあり、これまで地域社会とつながりが少なかった市民の意識が変化し、地域活動や社会貢献への関心が高まりつつあります。

イ 学校や地域等における環境教育の充実

平成20年に小学校と中学校の学習指導要領が、平成21年には高等学校の学習指導要領が見直され、これらに持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。さらに、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）が平成23年に施行されています。

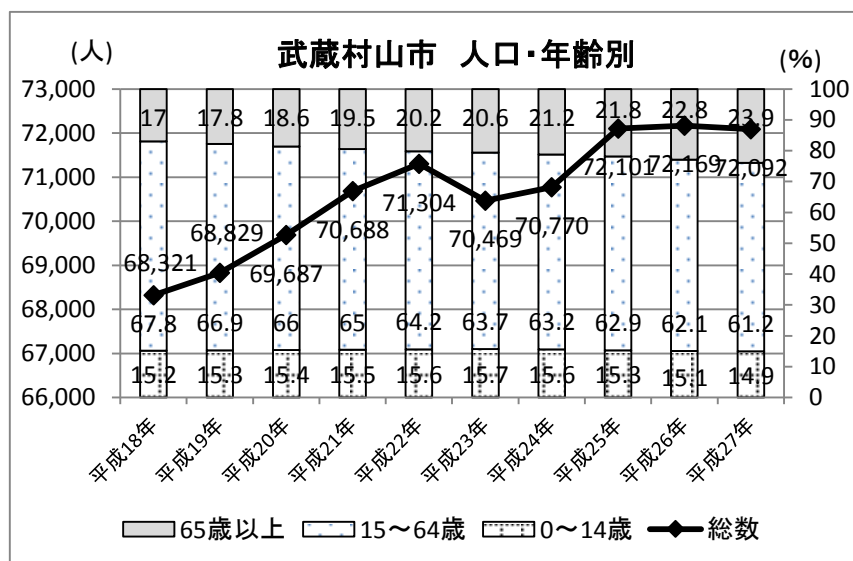
「環境教育等促進法」では、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

2 武蔵村山市の概要

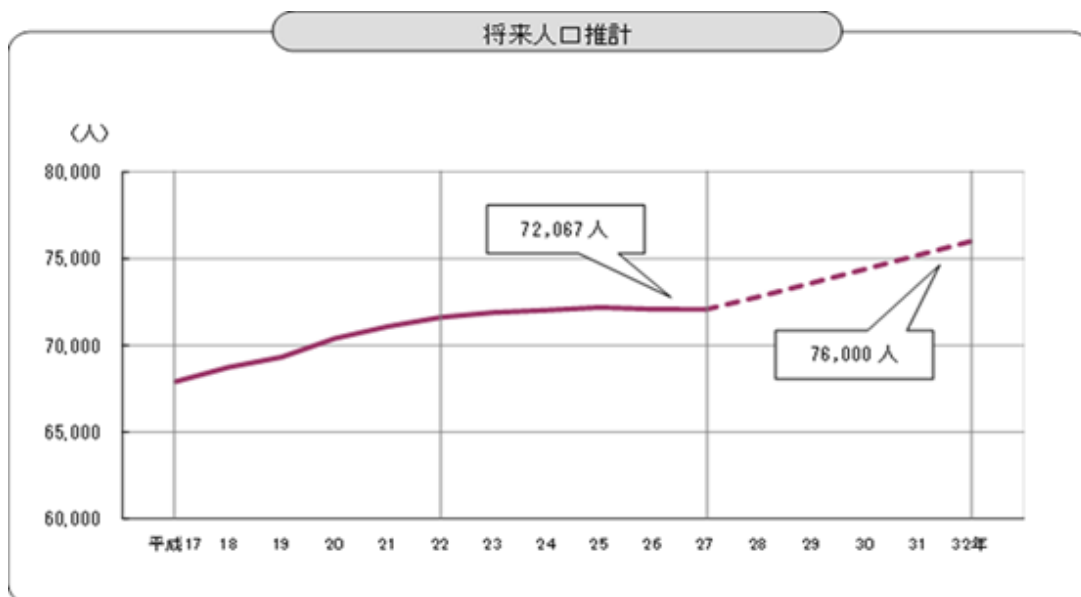
(1) 将来人口

人口減少社会への突入が危惧される昨今ですが、本市の、平成25年、26年の人口は、約72,000人とほぼ横ばいの状況となっています。

なお、平成32年の将来人口推計値は、76,000人となっています。



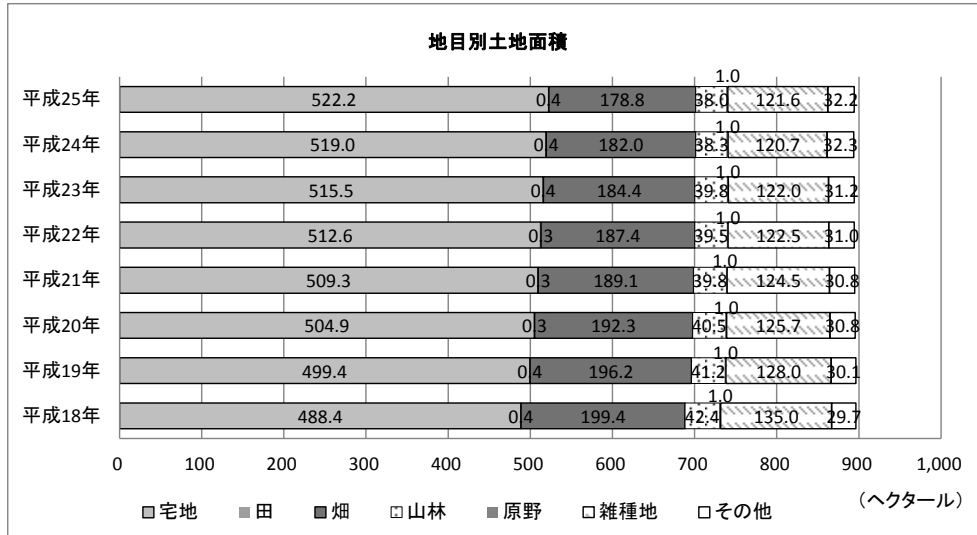
出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成27年1月1日現在）



出典：第四次長期総合計画後期基本計画

(2) 土地利用

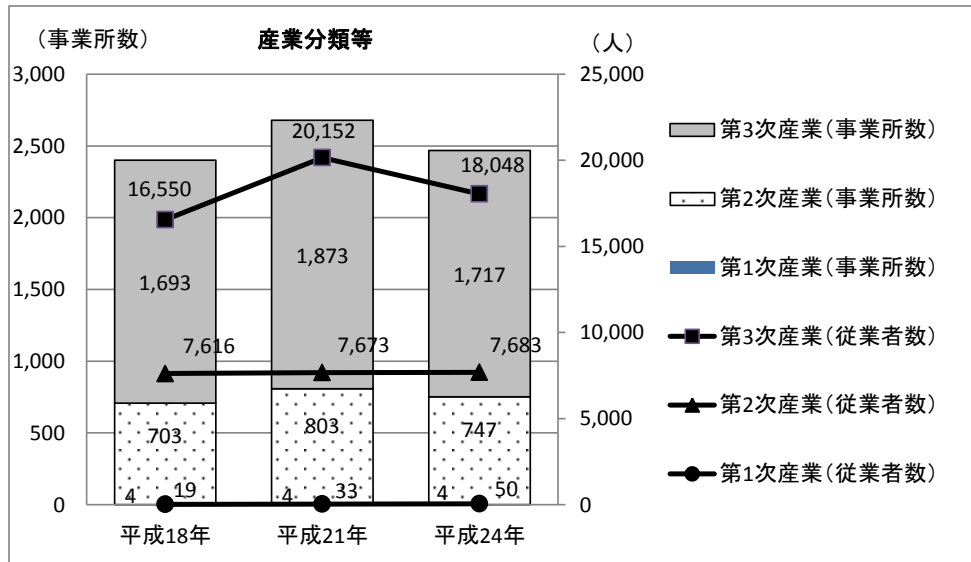
宅地は全体の6割を占め、増加傾向となっています。一方、畑、山林は減少傾向にあります。



出典：東京都の統計

(3) 産業構造

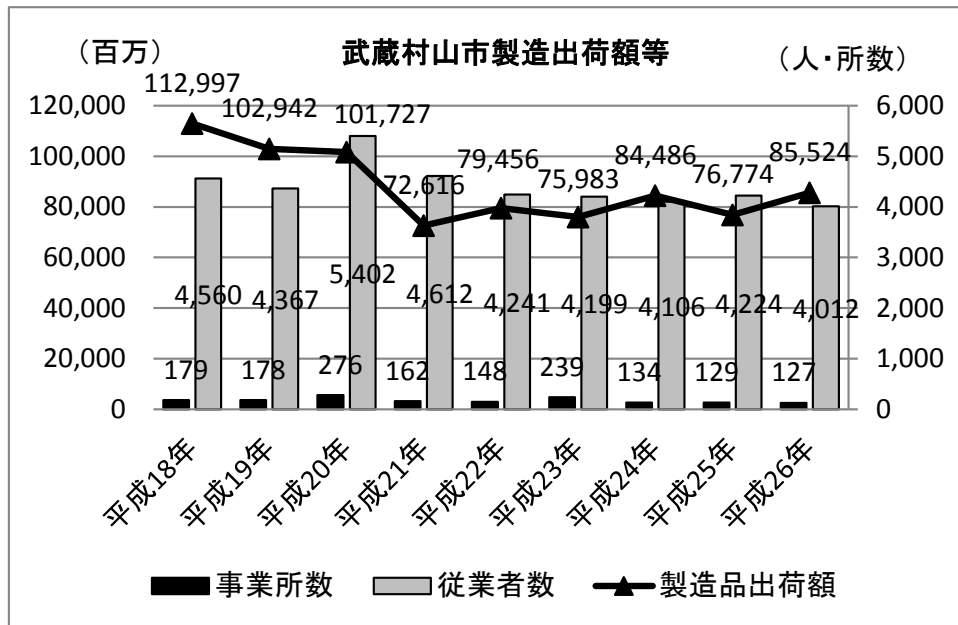
第3次産業が最も多く、全体の7割を占めています。また、製造品出荷額、経営耕地面積は年々減少しています。



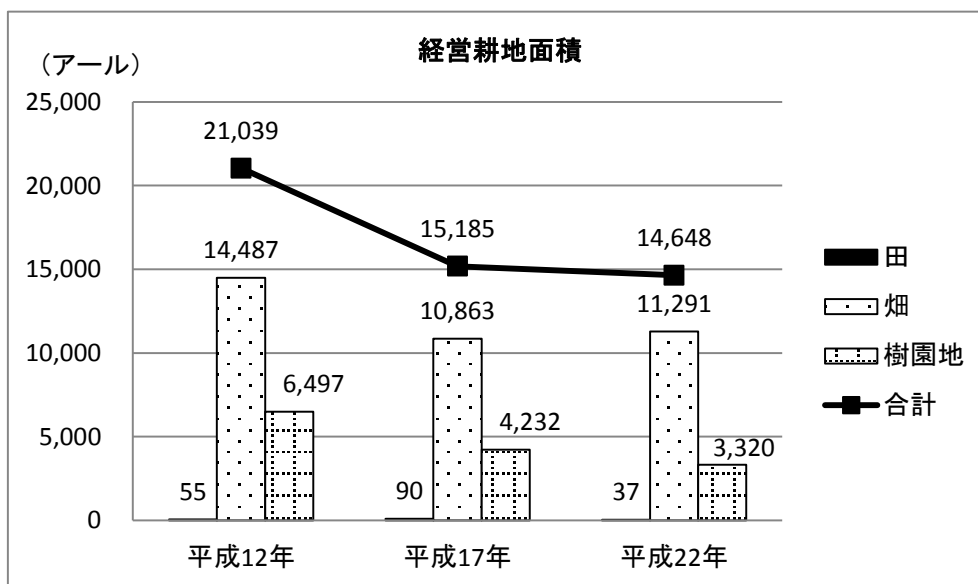
出典：2012 東京の工業

資料：総務省統計局 「平成21年経済センサス-基礎調査」

「平成24年経済センサス-活動調査」



出典：東京の工業



出典：2010年世界農林業センサス東京都調査結果報告（確報値）

3 市民意識

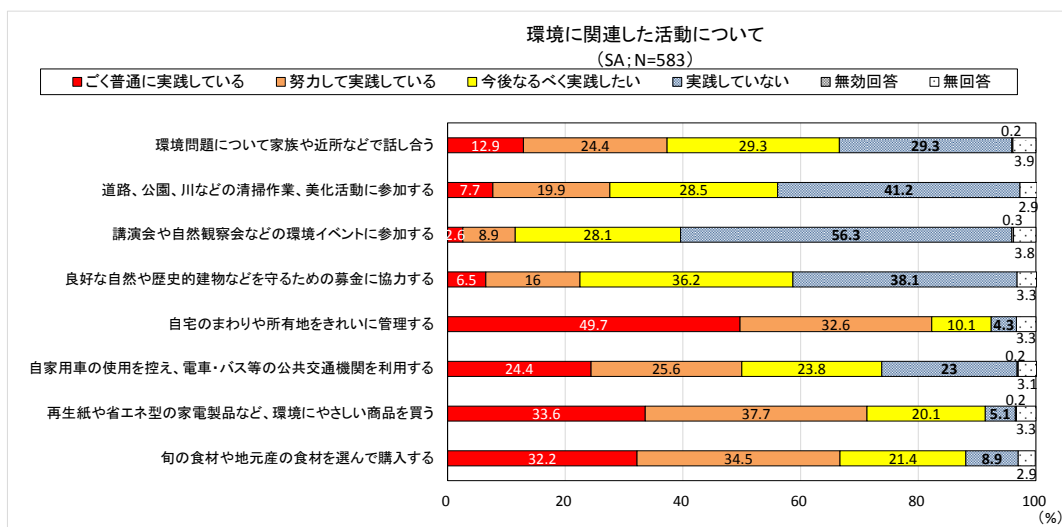
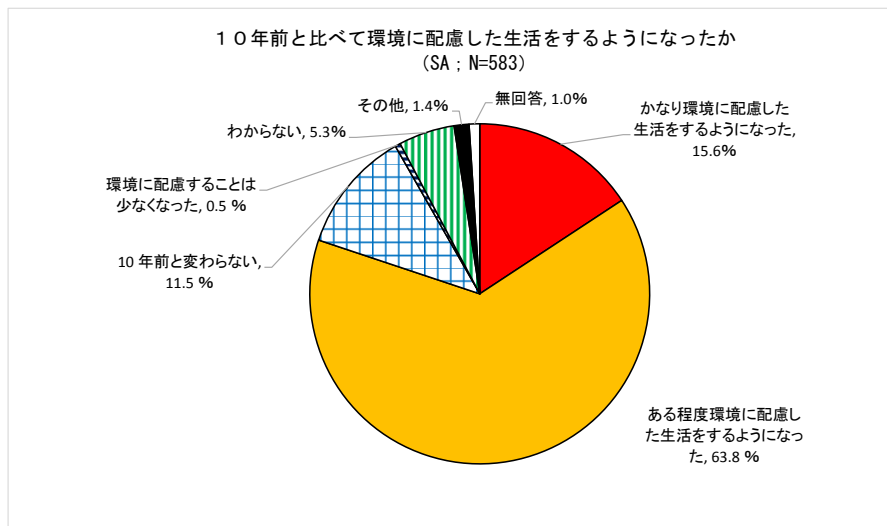
「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象に実施しました。特徴的な結果を以下に示します。

(1) 関心のある環境問題

平成16年度時のアンケート結果と比べると、市民・事業者とも「地球温暖化による気象の異変や砂漠化」、「資源・エネルギーの浪費や枯渇」への関心が高まっています。

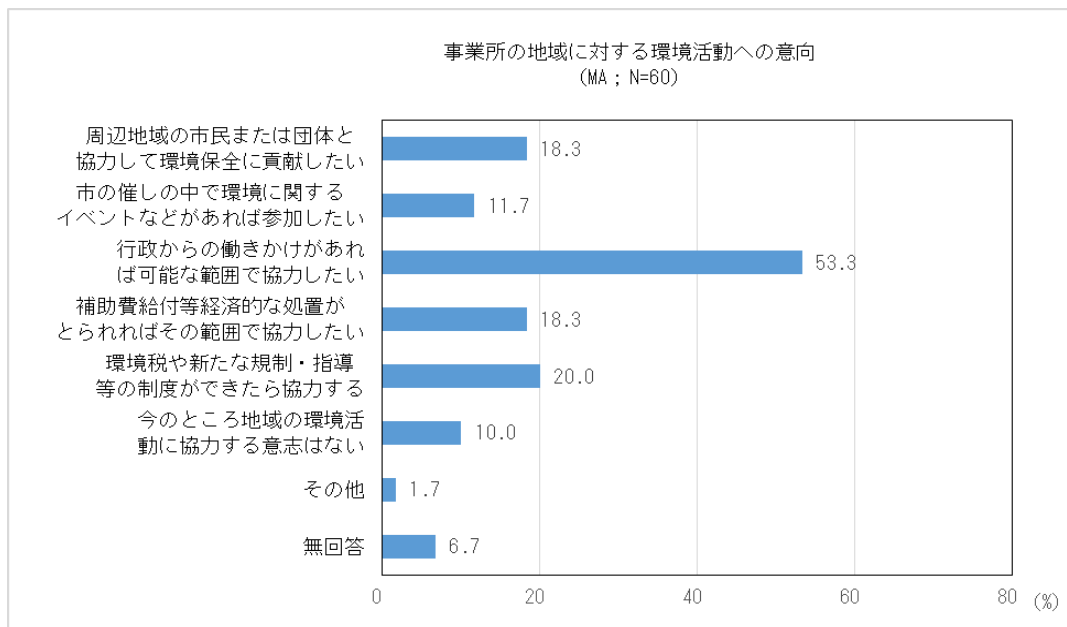
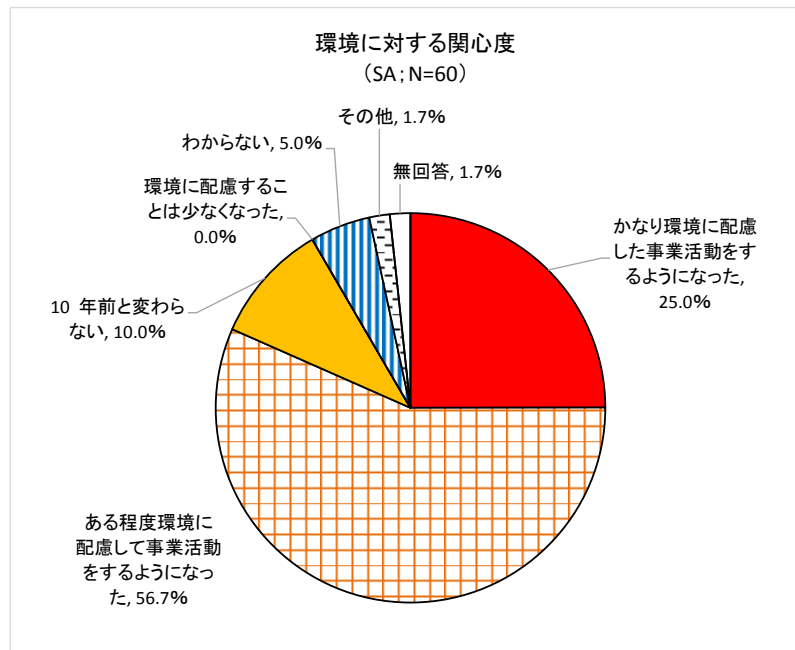
(2) 市民の環境に関する取組状況

10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している状況が分かりました。一方で、身近な環境の行動から一歩進んだ地域の取組への参加などはまだ浸透していないことが課題として浮き彫りになりました。



(3) 事業活動の環境配慮状況及び地域活動に関する関心

事業者では、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で地域に対する環境活動へ協力したい」という声が全体の55%を占めています。具体的には、「地域のまちづくり活動の支援」、「地域の美化・清掃活動」への協力が最も多い結果となっています。



4 策定に当たっての視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下の視点が求められています。

(1) 計画を取り巻く社会潮流の反映（低炭素まちづくり、生物多様性等）

法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、気候変動への対応等について、考慮する必要があります。

低炭素まちづくりに関連する地球温暖化やエネルギーについては、市民・事業者の関心も高まっています。一方で、エネルギーに関する技術の進展や社会情勢の変化が目まぐるしいことから、情報を見極めるとともに柔軟な対応が求められます。

低炭素まちづくりについては、緩和策とともに、適応策に関する取組の検討も課題となり、基礎自治体として、まずは地域情報の収集、情報提供が課題と考えられます。

生物多様性については、保全の視点に加え、生態系サービス等活用の視点も重要です。特に、本市の狭山丘陵や住宅街の緑地や農地は、市民が本市の魅力として感じている環境要素でもあり、積極的に保全していく必要があります。加えて、外来種などの課題も深刻となっており、都や周辺市町と連携を図りながら、対策を行っていくことが重要と考えます。

また、生息環境の確保やヒートアイランドの視点からも、都や周辺市町と連携を図り、残堀川、空堀川の水量確保の対策を行い、水辺の保全・水循環の創出を行っていくことが重要です。

(2) 市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

現状の本市の環境等について「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象に実施し、得られた結果を施策の検討に反映して行くことが重要と考えます。

具体的には、10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している一方で、地域の取組への参画などはまだ浸透していないことが課題であり、効果的な情報提供の仕組みの検討も求められています。

(3) 利便性との両立

市民が本市の魅力として感じている狭山丘陵をはじめとした「自然豊か」という点を次世代に引き継ぐための取組を進めるとともに、「自然と利便性との両立」や「子どもや高齢者、人々のつながり、活気のあるまち」が本計画ではキーワードとなると考えられます。また、本市において箱根ヶ崎までのモノレールの延伸は悲願であり、今後も実現に向け着実に一步ずつ取り組んでいくことが望まれます。

モノレール延伸の実現を見据えながら、本計画においては、利便性と環境の両立を行い、新青梅街道沿いの環境まちづくりを進めていくことが重要です。

(4) 多様な主体による取組の推進

持続可能な社会の実現は、市単独で進めることは難しいため、市民・地域活動団体・企業等がそれぞれの強みを活かし、より一層、協働して取組を進めていくことが求められます。

現在、地域での環境に関する取組を進めている事業者は少ないのが実状ですが、一定の意向を示していることから、関心のある事業者へ情報を届け、巻き込んでいくことも重要です。さらに、市民・事業者独自の取組が行われていることも推測されることから、取組を把握し、その取組の支援（表彰、PR等）も考慮する必要があります。

また、地球環境等の総合的な取組が必要な分野については、国や都と連携を図る必要があります。

(5) 計画の進捗管理について

計画期間が10年間となりますが、環境を取り巻く社会情勢の変化や技術の進展は目まぐるしいこと、また、「みどりの基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画もあることから、柔軟に対応が可能となるよう本計画では大きな方針について策定を行い、関連計画等で具体的な項目について定めることが重要です。

さらに、進捗管理状況を市民に分かりやすく伝えるために、シンプルな施策体系、進捗目標としていくことが必要と考えます。

第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

1 望ましい環境像と施策体系

(1) 望ましい環境像

本市は、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵をはじめとして、住宅地の生け垣などの緑地や農地、また、残堀川、空堀川といった水辺等の貴重で豊かな自然環境を有しています。

これは、市民にとっても、魅力的な要素となっており、私たちはこの貴重な財産を次世代につなげていく責務があります。

一方で、市民が描く、将来の武蔵村山市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、「人（子ども、高齢者）にやさしいまち」、「安心・安全のまち」、「人々との交流、つながり、活気のあるまち」などが挙げられています。

これは、「環境の保全」だけでなく、「環境と快適性」や「環境と産業」を両立させ、「住み良いまち」を築いていくことも重要な視点と捉えられているためと考えられます。こうしたことから、市が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む

住み良いまち むさしむらやま

「みどり」には、狭山丘陵をはじめとして、住宅地の生け垣や公園、街路樹、農地や残堀川、空堀川といった水辺などの本市が有する自然環境を表しています。

そして、「暮らし」には、人々の生活の快適性や安心・安全や経済、また、それらを築く人々を表しています。

これらの「みどり」と「暮らし」を市・市民・事業者、全主体で保全し、創出していくことが、これから10年目指していくまちの姿と考えます。

【参考：10年後の武蔵村山市のイメージ】

10年後の武蔵村山市はどのようなまちになっているのでしょうか。『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』の実現に向けて取り組んだ先に、このようなまちの姿になっているのではないかというあるべき姿を描きました。

本計画においては、市・市民・事業者の協働のもと、このような社会実現を目指します。

○自然との共生、文化が大切にされています。

- ・狭山丘陵やまちなかの生け垣、農地、川などまちのみどりを、子どもも大人も市の宝物として大事にしています。
- ・身近なみどりには多様な生き物が息づいています。また、市内の文化を身近に感じることができます。
- ・市内の店舗、給食や食卓には、市内の農産物が並んでいます。
- ・市・市民・事業者みんなが自然の保全と創出のために取り組んでいます。

<対応する施策の柱>みどり等との共生

○エネルギーや資源を大切に暮らしています。

- ・市民や事業者は、暮らしや事業活動において、省エネルギーの行動を実践し、次世代のことを考え、エネルギーの選択、資源の活用を行っています。
- ・モノレールの延伸に向けて一歩ずつ協力するとともに、環境への負荷の少ない移動手段（自転車や徒歩、バス、低公害車など）を率先して活用しています。

<対応する施策の柱>エネルギーの有効利用の推進、4Rの推進

○水、空気、生活環境を大切にしています。

- ・環境基準が遵守され、川には水が流れ、水や空気がきれいで、市民は健康に毎日を過ごすことができます。
- ・身近な生活環境は、ポイ捨てなどもなく、美しいまちが保たれています。

<対応する施策の柱>生活環境の保全

○環境学習・環境教育について取り組み、市民参加が進んでいます。

- ・子どもたちは、地域の環境について、よく学び、地域の自然や環境を大切に思い、環境に配慮することが日常となっています。
- ・地域活動に、市民も事業者も率先して、取り組んでいます。

<対応する施策の柱>環境行動・教育の姿

(2) 施策体系

本計画では、『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』を実現するための、5つの施策の柱と環境目標を掲げ、取組を行っていきます。市が目指す望ましい環境像を実現するための、基本施策・目標は下記のとおりです。

施策の柱	環境目標	取組方針
1 みどり等との共生	まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ	① みどりの保全・創出・育成 ② 水辺の保全・水循環の創出 ③ 農地の保全・農業の活性化 ④ 生物多様性の確保 ⑤ みどり等とのふれあいの場の創出 ⑥ 歴史的文化遺産の保全
2 エネルギーの有効利用の推進	ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う	① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの推進 ③ 低炭素なまちの形成 ④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握
3 4Rの推進	4Rを全員参加で進める	① ごみの発生抑制と排出抑制の促進 ② 資源化の推進 ③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理 ④ 不法投棄対策の推進
4 生活環境の保全	環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり	① 生活環境の保全 ② 新たな環境問題への対応 ③ 快適環境の保全
5 環境行動・教育の推進	環境活動への参加と次世代を育成する	① 環境情報の収集・提供 ② 学校・職場での環境教育 ③ 市民・事業者の環境活動の推進・支援

2 環境像の実現に向けた取組

基本施策柱1 みどり等との共生

●環境目標

まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

① みどりの保全・創出・育成

●現状と課題

狭山丘陵・樹林地の保全については、基金を活用した保存樹林・保存樹木・生け垣の保護や市民参加による維持管理について継続的に行っています。

一方で、保存樹林・保存樹木・生け垣については、維持管理の大変さや周囲環境からの苦情により減少傾向となっており、基準の見直しや市の誇りとして位置づけ、普及啓発をしていくなどの取組も今後必要と考えます。

社寺林については、所有者や檀家によって維持管理が行われており、保全策の検討は行われておらず、緑化審議会への調整を行っていくことが課題となっています。

公園・緑地等の維持管理を市と協働で行う公園・緑地等ボランティア制度については、近年増加傾向にあります。引き続き、市民と協働し公園・緑地等の維持管理を行っていくことが求められています。

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
狭山丘陵地等の保全	東京都景観計画や「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」等に基づき、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課 環境課 東京都	
保存樹木・樹林の保全	一定基準以上の樹林・樹木・生け垣の指定や「みどりの基金」を活用した維持管理に関する支援を行います。	環境課	○
社寺林の保全策等検討	社寺林の保全策についての検討を行うため、緑化審議会等への調整を行います。	環境課	○

※以下、積極的に市民・事業者の参画や連携が望まれる項目について、○をしています。

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
街路樹の管理	街路樹の管理を行います。 また、みどりのネットワークの主軸となる歩道等については、道路自体がレクリエーション機能を持つよう配置します。	道路下水道課 環境課	
公園の整備の推進	都市計画決定している公園の整備や条例等による公園の整備（一定規模以上の開発事業に対して公園や緑地の整備を指導）の推進を行います。	環境課	
ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成	公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理を進めます。 みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の育成を推進します。	環境課	○
公共施設及び民有地内の緑化の推進	庁舎等の公共施設の緑化を積極的に行います。また、「武蔵村山市まちづくり条例」等に基づき、緑化指導を行うとともに、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。	都市計画課 環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※1 都市全体の緑化総量 （緑被率）	44.5%（平成23年度）	45%（平成34年度）
※1 保存生け垣の延長	4,709m（平成26年度）	約4,850m（平成34年度）
※2 公園・緑地等ボランティア人数	64人（平成26年度）	100人（平成32年度）
※1 グリーンヘルパー （1級）人数	0人（平成26年度）	8人（平成34年度）

※1「第二次みどりの基本計画」 ※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

② 水辺の保全・水循環の創出

●現状と課題

水辺の保全については、自然環境に配慮した河川工事や河川維持管理、河川の水質保全に継続的に努めるとともに、市民と協力し残堀川クリーンアップ作戦を継続的に実施してきました。

また、各流域協議会・調査会・対策会等へ参加を行い、都や周辺市町と連携を図り、水量確保の対策を行いました。市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、水生生物の生息などの生態系や景観等に影響を及ぼしていることから、今後、引き続き対策に取り組むことが求められます。

雨水浸透・貯留施設の設置推進については、公共施設を中心に雨水のトイレ洗浄水やグラウンド等への散水として利用を行いました。

引き続き、都や周辺市町と連携を図り、水辺の保全に努めることが必要です。また、公共施設、各種事業で、水の循環の促進、水辺の保全を行うことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川などの主要河川について、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。小河川については、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然回復を図ります。	環境課 道路下水道課 都市計画課 東京都	
河川の水質保全	河川の環境改善や水質浄化に関する情報発信を行います。市民と協力し、残堀川クリーンアップ作戦等の河川清掃活動を実施します。	環境課 道路下水道課	○
水量確保の対策	各流域協議会・調査会・対策会等へ参加し、都や周辺市町と連携を図り、水量確保の対策を行います。	環境課 道路下水道課 東京都 周辺市町	
雨水浸透・貯留施設の設置の推進	公共施設等における雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養に努めます。	環境課 道路下水道課	○

●環境指標

項目	現状	目標
残堀川クリーンアップ作戦 参加者数	23人（平成26年度）	毎年、増加を目指します。



市民参加による残堀川クリーンアップ作戦

③ 農地の保全・農業の活性化

●現状と課題

農地の保全について、生産緑地地区の追加指定、「武蔵村山市第2次農業振興計画」の運用により、農業基盤の整備・改善を行っています。

体験型市民農園については、2箇所115区画を整備（利用区104区画）し、利用者募集の支援を行っています。また、農業後継者と新規就業者の育成支援として、農業後継者団体への補助や農業育成講座の実施や援農ボランティア制度などの取組を行ってきました。

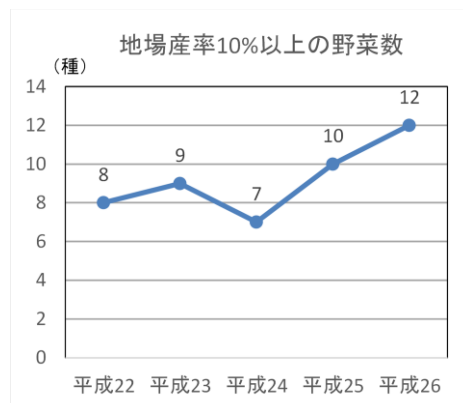
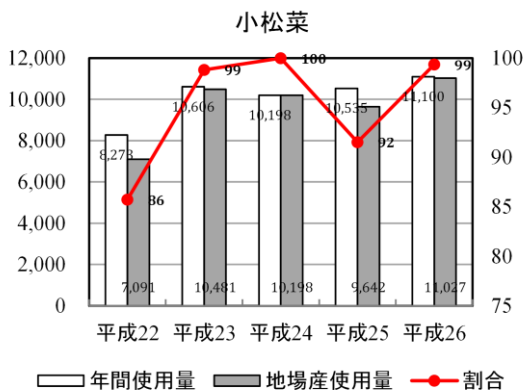
環境にやさしい農業については、農業生産組合を通じて土壌病害虫対策を行う農業者への補助や有機肥料、減農薬、減化学肥料農業のPRを実施するとともに、東京都特別栽培農産物認証制度への支援を実施しています。

さらに、地産地消を促進するため、農産物品評会やFood（風土）グランプリを行い、地元の食材のPRを行っています。また、市内小中学校の学校給食では、市内産作物の積極的な利用に努めています。

今後も、多様な担い手の確保・育成として、援農ボランティアや体験農園の利用者の増加に努めることが必要です。また、東京都や周辺市町と連携を図りながら、規制緩和等新たな仕組みや制度の検討も必要です。

【参考：市内の小中学校での学校給食地場産野菜の使用量について】

市内の小中学校の学校給食で利用している小松菜の地場産使用量は増加傾向にあり、現在、ほぼ100%の割合で地場産のものを使用しています。また、その他の作物についても、利用している数が増加しています。



●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
農地の保全	生産緑地地区の追加指定を行います。また、「武蔵村山市第2次農業振興計画」の運用により、農業基盤の整備・改善を行います。	都市計画課 産業観光課	
地産地消の推進	積極的に市内の農作物のPRや学校給食等での活用に努めます。	産業観光課 環境課 学校給食課	○
多様な農の担い手の育成	体験型市民農園や援農ボランティア制度の運用を行います。また、農業後継者や新規就農者の育成を支援します。	産業観光課 東京都 周辺市町	○
環境に優しい農業支援	農業生産組合を通じて土壌病害虫対策を行う農業者への補助や有機肥料、減農薬、減化学肥料農業のPRの実施や活用を図るとともに、東京都特別栽培農産物認証制度への支援を実施します。	産業観光課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※2 体験型市民農園の設置箇所数	2箇所（平成26年度）	3箇所（平成34年度）
市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数	12種類（平成26年度）	毎年、増加を目指します。
※2 認定農業者	18人（平成26年度）	30人（平成34年度）

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

④ 生物多様性の確保

●現状と課題

動植物の生育・生息環境の保全について、公園等の植栽の管理や、動植物の生育・生息の場を保全するため、残堀川クリーンアップ作戦の実施及び公園整備に関する検討を継続的に実施しています。外来生物に対する監視は、窓口での広報や相談の実施、水生生物調査の実施を行っています。

また、自然観察会や広報誌、ホームページを通じての動植物に関する情報提供を行っています。引き続きこれらの取組を行っていく必要があります。

市民参加による動植物の実態調査は未実施となっており、今後は地域の専門家（理科教師やボランティア等）とも連携を図りながら、実施に向けた検討が課題となっています。

一方、獣害による農作物被害の報告が年々増えており、広域の協議会に参加し、情報収集に努めるとともに、対策の検討も必要となります。生物多様性の視点で、外来種に関する市民への意識啓発も課題となります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
動植物の情報収集・情報提供の実施	地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。	環境課 文化振興課	○
獣害対策・外来種対策	広域の協議会に参加し、情報収集に努め、獣害対策・外来種対策を行います。また、市民へ積極的に情報提供や啓発等を行います。	環境課 産業観光課	○

⑤ みどり等とのふれあいの場の創出

●現状と課題

里山とのふれあいの場の創出については、自然観察会や環境学習会、土曜日チャレンジ学校などの一部として狭山自然学校の開催、支援を行っています。各種学習会について自然観察会や環境学習会の参加者数は横ばいですが、狭山丘陵自然学校の実施回数、参加者数は平成22年をピークに減少傾向にあります。これは、学校週5日制事業として実施していることから子供たちの土曜日の過ごし方が多様になっていることによると考えられます。

水辺とのふれあいの場の創出については、残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施するとともに、水辺に生息・生育する動植物の観察会を開催し、意識啓発を図っています。

農地とのふれあいの場については、農業まつりの開催、体験型市民農園の利用促進、市内の小学5年生を対象にした水田学習の実施や市内小中学校の児童・生徒を対象にした学校農園で野菜や花を栽培しています。

さらに、市民・事業者と、より一層の連携を図り、参加者層の拡大や市民・事業者の取組の把握について努めることが課題です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
里山等とのふれあいの場の推進	環境学習会や自然観察会、土曜日チャレンジ学校などの開催・支援を行います。	環境課 文化振興課	○
水辺とのふれあいの場の推進	残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施します。 歴史民俗資料館では、狭山丘陵を散策しながら早春にみられる野鳥・野草を観察する自然観察会を開催します。 また、空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。	環境課 文化振興課 道路下水道課 都市計画課 東京都	○
農地とのふれあいの場の推進	農業まつりの開催や、体験型市民農園の利用促進、学校農園などの支援を行います。	産業観光課 教育総務課	○

●環境指標

項目	現状	目標
里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	3回、43人 (平成26年度、環境学習会・自然観察会)	毎年、増加を目指します。
水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	2回、33人 (平成26年度、環境学習会)	毎年、増加を目指します。
※2 親水緑地広場の箇所数	7箇所(平成26年度)	8箇所(平成32年度)
農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	2箇所、107人 (平成26年度、体験型市民農園利用者数)	毎年、増加を目指します。

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」



里山等とのふれあいの場の創出

⑥ 歴史的文化遺産の保全

●現状と課題

歴史的文化遺産の保全として、都指定文化財2件、市指定文化財23件に対し、保存指導及び修理時の補助、市内の文化財の収集及び保管を行っています。

また、宅地開発計画等が生じた場合は、事前に宅地開発事業者と調整し、埋蔵文化財の所在の確認を行い、埋蔵文化財包蔵地内、周辺地で試掘調査等を実施し、歴史的文化遺産の保全を行っています。

一方、歴史的文化遺産とのふれあいについては、市民が文化財にふれあう機会を創出するとともに、維持管理に努め、市のホームページやフェイスブック、歴史民俗資料館のホームページ、資料館だより等を活用し普及啓発を行っています。

今後も引き続き、歴史的文化遺産の保全やふれあいの場の創出に取り組む必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
歴史的文化遺産の保全	埋蔵文化財をはじめ、各種歴史的文化遺産を保全します。	文化振興課	○
情報発信、ふれあいの場の創出	市民が文化財にふれあう機会を創出するとともに、歴史民俗資料館やホームページ等で普及啓発を行っていきます。	文化振興課	○

基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

●環境目標

ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う

① 省エネルギーの推進

●現状と課題

省資源・省エネルギーの推進では、公共施設における省エネ対策、雨水の利用促進や省資源対策を行っています。今後も引き続き、積極的に取組を進めるとともに、その成果を環境学習等に活用するなど、市民や事業者の取組につなげることが求められています。

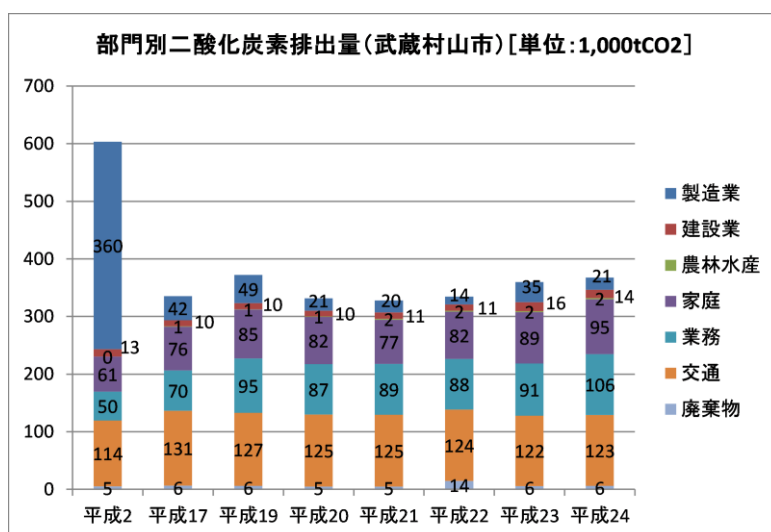
また、市の取組として、庁舎内及び防犯灯のLED化を実施しました。今後、街路灯など対象範囲の拡大を検討しています。

なお、エネルギーに関する社会情勢や技術動向は刻々と変化していることから、情報を積極的に入手し、柔軟に対応することや市民・事業者への情報提供が必要となります。

今後は、市の取組把握だけでなく、市民・事業者の取組状況や実態を把握していくことが課題となっています。

【参考：市内の二酸化炭素排出量の部門別割合】

交通部門が全体の約34%、業務部門が約25%、家庭部門が約25%を占めています。これらの対策を行っていくことが必要です。



出典：環境省

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共施設等における省エネ対策の推進	公共施設等における省エネ対策（エネルギー削減、水使用量削減）を推進します。公用車の低燃費化とともに、庁用自転車の活用を図ります。	環境課 総務契約課	
家庭及び事業所における省エネに関する意識啓発・情報提供	公共施設における省エネ対策の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネナビの貸出し、省エネ改修の支援等の情報提供を行います。	環境課 産業観光課	○
家庭及び事業所における省エネに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている省エネに関する取組の把握方法について検討を行い、実施します。	環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※3 公共施設等におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量（総量）	3,596,676.32kg-CO ₂ /年 （平成26年度）	3,194,545kg-CO ₂ /年
一世帯あたりの使用量 （電気）	—	把握方法について検討を行います。 市域での把握が難しい場合、モデル世帯の把握など多様な方法の検討を行います。
一世帯あたりの使用量 （都市ガス）	—	
一世帯あたりの使用量 （水道）	—	

※3「第二次地球温暖化対策実行計画」

② 再生可能エネルギーの推進

●現状と課題

公共施設では、積極的に再生可能エネルギーの導入を進めてきました。今後も引き続き導入するとともに、その成果を市民・事業者へ広く普及啓発を行うことが必要です。

なお、省エネルギーの推進と同様に、再生可能エネルギーの推進においても、社会情勢や技術動向は刻々と変化していることから、情報を積極的に入手し、柔軟に対応することや市民・事業者への情報提供が必要となります。

また、市の取組把握だけでなく、市民・事業者の取組状況や実態を把握していくことが課題となっています。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共施設等における再生可能エネルギー導入	公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。	環境課 総務契約課	
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する意識啓発・情報提供	公共施設における再生可能エネルギー導入の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネ改修の支援、情報提供を行います。	環境課 産業観光課	○
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている再生可能エネルギーに関する取組の把握方法について検討を行い、実施します。	環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
公共施設等における再生可能エネルギー導入量	—	把握方法について、検討を行います。
市内の再生可能エネルギー導入量	—	

【参考：市内公共施設の再生可能エネルギー導入状況】（平成28年3月現在）

○太陽光発電設備

- ・市立第一中学校屋上
- ・市立雷塚小学校屋上
- ・市立第四中学校武道場
- ・福祉会館屋上
- ・市立第五中学校武道場

○太陽熱利用設備

- ・市立第九小学校
- ・市立第十小学校
- ・市立第五中学校
- ・三ツ木地区学習等供用施設
- ・市民総合センター



太陽光発電設備（市立雷塚小学校屋上）

③ 低炭素なまちの形成

●現状と課題

本市の都市活動に係わる二酸化炭素排出量(民生家庭部門、民生業務部門、交通部門)が排出量の全体の9割弱を占めており、市・市民・事業者が連携を図り、低炭素なまちの形成を進めていく必要があります。

交通部門については、市内循環バスの効果的な運行、乗合タクシー「むらタク」の実証実験や自転車活用の総合的な推進など、低炭素な乗り物への転換の促進を行っていく必要があります。

また、市の悲願でもあるモノレールの延伸については、引き続き、その実現に向けて一歩ずつ取組を進めていくことが重要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
公共交通の利用促進	公共交通の利用促進に関する普及啓発・情報発信を行います。 市内循環バスや乗合タクシー「むらタク」の効果的な運行やバス事業者やタクシー事業者等と連携を図り、交通利便性の向上に努めます。また、モノレール延伸の実現に向けて取組を進めます。	都市計画課 環境課	○
自転車・EV等の低炭素モビリティの推進	公用車の低燃費化、庁用自転車の活用を図ります。また、EV等の低炭素モビリティの推進を行います。 さらに、自転車活用の総合的な推進のため、自転車の利用促進に向けた検討を行います。	環境課 総務契約課 都市計画課	○
低炭素建築物・省エネ改修の推進	低炭素建築物の推進、省エネ改修の支援、それらに関する情報発信を行います。	環境課 産業観光課	○
グリーンカーテンなどの緑化推進	グリーンカーテンの推進を行います。	環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※2 公用車における低公害車の導入割合	33%（平成26年度）	60%（平成32年度）
庁用自転車の台数及び利用数	2台（平成26年度）	毎年、増加を目指します。 利用数の把握について検討します。
※2 市内循環バスの1便当たりの輸送人員	5人/便・年 （平成26年度）	6人/便・年 （平成32年度）
※2 乗合タクシー「むらタク」の利用者数	3,520人/年 （平成26年度）	4,500人/年 （平成32年度）

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」



市内を走る市内循環バス（MMシャトル）と乗合タクシー「むらタク」

④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握

●現状と課題

世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃以内にとどめられたとしても、我が国において気温の上昇、降水量の変化、極端な気候の変化などの影響が生ずる恐れがあり、その影響への適応を計画的に進める必要があります。

「IPCC 第5次評価報告書統合報告書」では、温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす適応策の取組が必要とされており、また、国では適応計画が策定され、緩和策に加え、適応についても強化していく必要があるとしています。

また、気温の変化は本市の重要な産業である農作物への影響も想定されます。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	気候変動に関する情報収集、情報提供を行うとともに、地域への影響について継続的に情報収集に努めます。	環境課 産業観光課	○

【参考：気候変動の影響への適応計画について】

我が国においても、極端な気象現象が観測されたり、農作物の収量の変化や品質の低下、さくらの開花の早期化などの影響が現われていることが明らかになっているとともに、将来は気温の上昇や降水量の変化など様々な影響が生じることが予測されています。そのため、すでに現われている影響への適応策をできるだけ速やかに講じるとともに、気候変動に対する長期的なリスク管理の視点から、緩和に加えて適応についても強化していく必要があるため、21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における政府の気候変動の影響への適応に関する基本戦略及び政府が実施する各分野における施策の基本的方向を「気候変動の影響への適応計画」に示しています。

本計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野の影響評価について、科学的知見に基づく専門家判断により、重大性、緊急性、確信度の3つについて評価しています。

基本施策柱3 4Rの推進

●環境目標

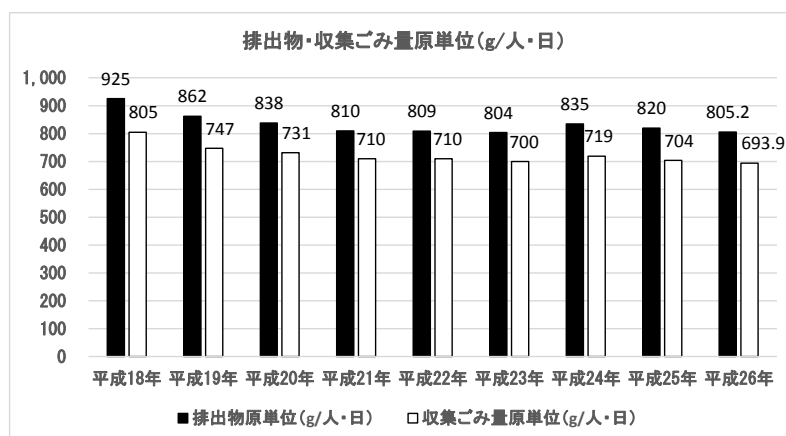
4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

① ごみの発生抑制と排出抑制の促進

●現状と課題

廃棄物に関連する各指標は横ばいの状態が続いていることから、より一層のごみの排出量の抑制、資源の再使用、リサイクル対策、不法投棄対策に取り組む必要があります。

また、市民・事業者それぞれに対する普及啓発を行い、連携を図りながら、取組をより一層進める必要があります。



出典：ごみ対策課

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援	市民がごみの排出量の少ない商品を購入したり、生ごみの水切りや行事等で使用する紙コップに代わるマイカップの使用促進など身近な取組の普及啓発を進めます。また、4Rを推進するための身近な例での普及啓発を行います。	ごみ対策課	○
自主的なごみ減量に対する支援	「資源回収奨励金制度」などの充実を図り、取組を支援します。	ごみ対策課	○

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
事業者に対する要請、指導等	事業活動におけるごみの発生抑制の要請を行います。また、事業系ごみの詳細な排出状況の把握、指定収集袋での排出の徹底、多量排出事業者への指導を行い、発生抑制に努めます。	ごみ対策課	○
拡大生産者責任の要請	生産者が一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について国等に働きかけを行います。	ごみ対策課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※2 排出物原単位 (総排出量÷年度末人口÷年間日数)	805.2 g/人・日 (平成26年度)	705 g/人・日以下 (平成32年度)

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

【参考：4Rについて】

4Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の4つの頭文字をとったものです。

リフューズは、マイバッグで買い物をしたり、過剰包装をしないなど、ごみとなるものをまず、「断る」という行動のことを言います。次に、リデュースは食べ残しをしない、詰め替え容器を使う、ものを大切に長く使うなど、購入した商品をごみにしない行動のことを言います。リユースは、一度使ったものをごみにせず、再利用することをいい、着なくなった服をフリーマーケットに出したり、ビール瓶などを洗って何度も利用することを言います。最後に、リサイクルは、一度使ったものを、形を変えて、再資源化していくことを言います。

ごみの排出抑制について、まず、効果が高く、余分なエネルギーも使わない、リフューズから初めて、順にリデュース、リユース、リサイクルを行っていくことが重要です。

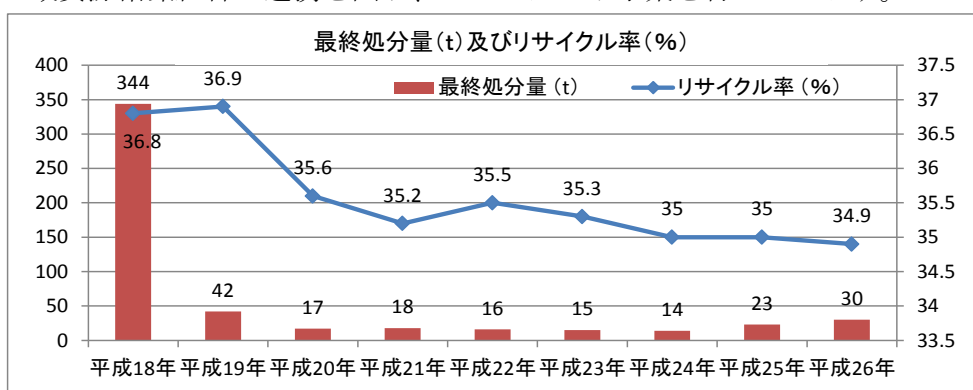
② 資源化の推進

●現状と課題

廃棄物に関連する各指標は横ばいの状態が続いていることから、より一層のごみの排出量の抑制、資源の再使用、リサイクル対策、不法投棄対策に取り組む必要があります。

また、ごみと資源の分別の徹底のため、市民向けには多様なスタイル（市報やスマートフォンアプリ等情報機器活用）での情報発信が必要と考えます。

リサイクル対策について、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づき、市内8箇所の公共施設への回収ボックスの設置や東京たま広域資源循環組合と連携を図り、エコセメント事業を行っています。



出典：ごみ対策課

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
ごみと資源の分別の徹底	ごみと資源の分別の徹底を図るため、分別方法の情報提供等を行います。また、廃棄物減量等推進員と連携を図りながら、普及啓発活動を行い、資源化を推進します。	ごみ対策課	○
資源回収奨励金制度の充実	資源回収奨励金制度の紹介や効率的な運用を行い、積極的な実施の働きかけを行います。	ごみ対策課	○
資源品目の拡大	生ごみ堆肥化モデル事業を検証し、生ごみの資源化に向けた取組を進めます。	ごみ対策課	○
再生品の利用の促進	再生品の使用（グリーン購入）について積極的に取り組みます。また、市民・事業者へも積極的に情報提供を行います。	ごみ対策課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※2 リサイクル率（エコセメント含む） （総資源化量÷総排出量×100）	34.9% （平成26年度）	41.0%以上 （平成32年度）

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

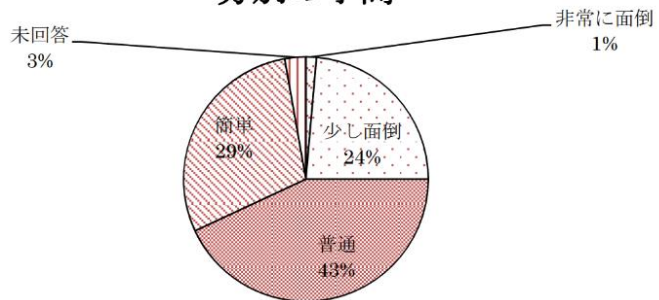
【参考：生ごみ堆肥化モデル事業】

市内から排出される燃やせるごみを減らすため、平成26年10月から「生ごみ堆肥化モデル事業」を開始しました。家庭から出る生ごみを分別収集し、焼却処分をせずに、生ごみの堆肥化工場で、堆肥化を行うことでごみの減量と共に有効活用していこうという事業です。現在、残堀地区と学園地区をモデル地区として、計108世帯の方に御協力いただいております。

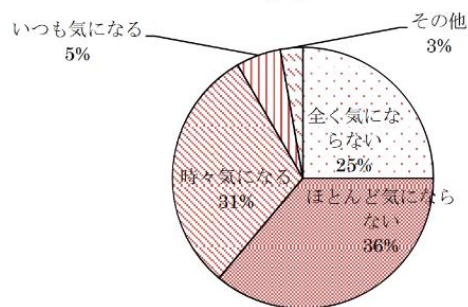
また、参加者を対象に実施したアンケートでは、72世帯の方からの回答があり、バケツの大きさや収集・回収方法などについて、感想をお聞きしました。分別の手間については約7割の方が「簡単・ふつう」と回答され、臭いについては、約6割の方が、「全く気にならない・ほとんど気にならない」と回答されました。

さらに、燃やせるごみの量は「大分減った」と回答された方が4割、「少し減った」と回答された方が4割と、効果を感じた方が多い結果となりました。

分別の手間



臭い



③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理

●現状と課題

4Rを推進し、物をごみとしないことを優先しますが、一旦ごみとして排出されたものは、適正に処理する必要があります。これらのごみを処理する段階で環境への負荷の低減に配慮しながら、安全で安定したごみ処理の向上に努める必要があります。

具体的には、排出事業者や収集運搬許可業者に対して、適正な排出及び収集運搬について指導を行うとともに、ごみ収集車の環境への負荷の低減を図る必要があります。

プラスチック、粗大ごみ等のリサイクルを目的とした処理施設の導入の検討を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携を図りながら検討を行っています。

また、不燃・粗大ごみ処理施設やごみ焼却施設を計画的に更新していく必要があります。

さらに、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場の延命化のため、最終処分量の削減に努める必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
資源化・ごみ処理施設の整備	3市共同資源物処理施設の整備（新規）、不燃・粗大ごみ処理施設の整備（更新）、ごみ焼却施設の整備（更新）を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携を図りながら、計画的に進めます。	ごみ対策課 小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合	
最終処分量の削減	最終処分量削減のための調査・研究を行い、ごみの発生抑制施策、中間処理段階における資源化を推進します。	ごみ対策課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※4 最終処分量 (循環組合への搬入量)	1,958t (平成26年度)	1,700t以下 (平成29年度)
※4 最終処分量 (循環組合への不燃ごみ埋立て量)	30t (平成26年度)	16.3t以下 (平成29年度)

※4「一般廃棄物処理基本計画」

④ 不法投棄対策の推進

●現状と課題

不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールにより、不法投棄防止活動を行っていますが、不法投棄件数は横ばいで推移しています。

引き続き、市民・事業者に対し、ごみの適正処理に関する普及啓発を行うとともに、抑止効果の大きい施策について調査研究を行う必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
不法投棄の監視・パトロールの実施	不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。特に、不法投棄が行われやすい場所については、重点的に行います。	ごみ対策課	
土地の所有者等に対する適正な管理の要請	空地の土地所有者等に対し、適正な管理を要請し、害虫発生抑制や不法投棄防止等に努めます。	環境課	○
市民・事業者の意識啓発の実施	市民からの申請による不法投棄看板の貸与や設置を実施したり、ごみの適正処理に関する普及啓発を行い、市民・事業者の意識の向上を図ります。	ごみ対策課	○

基本施策柱4 生活環境の保全

●環境目標

環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

① 生活環境の保全（環境基準の遵守と維持）

●現状と課題

法令に基づき、大気汚染・悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策、騒音・振動防止対策、有害化学物質対策に取り組んでいます。

具体的には、市内における定期的な調査、対象工場・事業所への指導を行いました。土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策では、環境にやさしい農業、雨水浸透・貯留装置の設置促進を行い、水の循環創出の取組を進めています。

また、道路舗装工事に伴い、旧来型のマンホールから騒音・防止型マンホールの設置を行いました。

地盤沈下については都と連携を図りながら状況把握に努めています。

今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、事業所・市民への情報提供、指導等を行う必要があります。

●取組内容①

項目	主な内容	行政	市民※
定期的な調査・環境基準の達成	定期的に大気の調査、河川の水質調査、水生生物調査、河川水中のダイオキシン類調査、事業所に対する燃料検査、騒音・振動の調査を実施し、環境基準の達成に努めます。また、低騒音舗装の検討を進めます。	環境課 東京都	○
事業所等への監視・指導	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）に基づく工場や事業所への指導、市民等の通報により、都と連携を図りながら立入指導を行います。	環境課 東京都	○
横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策	横田基地周辺市町基地対策連絡会・立川飛行場環境対策会議において、関係機関に対し航空機騒音対策の要請を行います。	企画政策課 東京都 周辺市町	

●取組内容②

項目	主な内容	行政	市民※
生活騒音についての知識やモラル向上	ホームページ等により、生活騒音等についての知識やモラル向上のための情報提供を行います。また、市民からの相談に対応します。	環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
※環境基準の達成 (道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川における環境基準、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場及び立川飛行場周辺航空機騒音、大気中のダイオキシン類濃度、河川のダイオキシン類濃度)	90% (平成26年度)	環境基準の遵守 (100%)

※環境基準の達成については、遵守すべき各項目が基準を守られている割合を示します。
(環境基準の達成 (%) = 遵守された項目 / モニタリング項目 × 100)

【参考：環境基準について】

環境基準は、下表のように地点ごとの達成状況を確認しています。環境基準及び調査結果の一部をご紹介します。

○道路沿道における二酸化窒素濃度

【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する

単位：ppm

道 路	調 査 地 点	24 年 度	25 年 度	26 年 度
青梅街道	第一分団車庫付近	0.008	0.010	0.009
	第六分団車庫付近	0.012	0.019	0.009
主要地方道 第 55 号線	大南一丁目バス停付近	0.013	0.023	0.017
主要地方道 第 59 号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.018	0.026	0.024
	文明堂工場付近	0.026	0.030	0.020
新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.026	0.028	0.023
	武蔵村山郵便局付近	0.032	0.028	0.031
主要地方道 第 162 号線	第七分団車庫付近	0.014	0.022	0.013
江戸街道	東京日産自動車販売北付近	0.023	0.023	0.019

○残堀川におけるBOD濃度

【目標】環境基準 3 mg/ℓ以下を維持する。（単位：mg/ℓ）

調査地点	24 年 度	25 年 度	26 年 度
富士塚橋	2.00	0.80	0.60
中砂大橋	0.80	- ※	<0.50

※濁水のため欠測

○空堀川におけるBOD濃度

【目標】環境基準 10 mg/ℓ以下を維持する。（単位：mg/ℓ）

調査地点	24 年 度	25 年 度	26 年 度
念仏塚橋	1.07	3.5	1.5
砂野橋	1.15	2.5	1.9

② 新たな環境問題への対応

●現状と課題

国や都と連携を図りながら有害化学物質対策に取り組むとともに、有害化学物質に関する情報収集を行い、ホームページ・市報・災害情報配信メール等により情報提供を行っています。

今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、事業所・市民への情報提供や指導等を行う必要があります。

また、新たな環境問題への対応や体制づくりを充実させていくことも重要です。

近年、気候変動の影響と考えられる局所的な豪雨や猛暑等による熱中症の発生なども懸念されることから、市域の状況についてできるだけ把握し周知に努める必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
有害化学物質の使用抑制・適正管理	環境確保条例に基づき、適正管理化学物質取扱事業者に対し、使用量等報告書の提出を指導します。	環境課 東京都	○
アスベスト対策	都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加し、国や都と連携を図りながらアスベスト対策を進めます。	環境課 東京都	○
野焼きの規制と監視体制の強化	市報やホームページ等による周知・啓発を行うとともに、環境パトロールの実施、市民等の通報による指導を行います。	環境課	○
有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信	都及び関係機関のホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、防災行政無線及び武蔵村山市情報提供サービスの災害情報配信メールで、光化学スモッグ等に関する情報提供を行います。地域の気温等に関する情報の把握方法について検討します。	環境課	

③ 快適環境の保全

●現状と課題

クリーン作戦の参加人数は横ばいの状況が続いています。

一方、ごみの回収量は平成25年度に増加したものの、減少傾向にあります。

まちの美化については、市民・事業者との連携が重要であり、参加者層の拡大が課題です。

クリーン作戦の参加人数及び不法投棄等のごみの回収量

環境指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
参加人数 (人)	5,589	2,219	4,229	-	3,715	3,634	3,935	3,802	4,706	3,874
ごみの回 収量 (kg)	1,260	710	1,040	-	870	830	690	670	900	990

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
まちの美化の推進	クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。 また、市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。	ごみ対策課 環境課	○

●環境指標

項目	現状	目標
クリーン作戦参加人数	3,874人(平成26年度)	毎年、増加を目指します。
不法投棄等のごみ回収量	990kg(平成26年度)	毎年、減少を目指します。
犬のふんの放置防止パトロールの実施	—	24回以上/年

基本施策柱5 環境行動・教育の推進

●環境目標

環境活動への参加と次世代を育成する

① 環境に関する情報の収集・提供

●現状と課題

環境に関する情報の収集・提供では、国・都からの情報提供及び他自治体の取組等を把握するとともに、市内に残る自然や文化財等の情報提供を行っています。

また、地域での体験学習では、環境フェスタの実施やエコプロダクツへの出展、地域の自然や文化等を題材とした体験学習、市民・事業者のマナー向上に向けたイベントを実施しており、市民・事業者へ環境に関する情報を継続して発信することが必要です。

今後も引き続き、取組を進めるとともに、市単独での取組には限度があることから、市民・事業者と連携を図り、環境学習を実施するなどの検討も必要です。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
市内の自然や文化財等の情報提供	ボランティア・市民活動センターや市民等と連携を図りながら、市内に残る自然や文化財等の情報を積極的に収集するとともに、市報、ホームページ、歴史民俗資料館等を活用し情報提供を行います。	環境課 文化振興課 協働推進課	○
環境に関する情報の収集・情報の提供	国や都などからの環境に関する情報収集及び他自治体の取組等を把握し、市民や事業者へ情報提供を行います。 また、環境フェスタの実施等、環境に関するイベントの開催を行い、環境に関する情報を発信します。	環境課 文化振興課	○

●環境指標

項目	現状	目標
広報による環境に関する情報の提供回数	17回（平成26年度）	毎年、維持又は増加を目指します。

② 学校・職場での環境教育

●現状と課題

環境教育の一環として、平成24年度に全小中学校の校庭芝生化を行いました。

また、小学4・5年生を対象に、田植え等の体験学習の機会を設けたり、自然教室等の実施や学校職員への環境教育に関する研修を隔年で実施しています。

今後も引き続き取組を進めるとともに、市単独での取組には限度があることから、市民・事業者と連携を図り、環境学習を推進するなどの検討も必要です。



市内全小中学校校庭芝生化（小中一貫校村山学園）

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
体験学習を取り入れた環境教育の推進	市内の小中学生を対象に、水田学習や学校農園を活用し、様々な教科等の時間を活用した環境教育の推進を行います。	環境課 教育総務課 教育指導課	○
学校等への環境教育人材の派遣	環境課職員や環境ボランティア等の指導員を要請に応じて、派遣します。	環境課 文化振興課	○
学校職員への環境教育に関する研修実施	教育委員会等と連携を図りながら、環境研修会を開催します。	環境課 文化振興課 教育指導課	○

●環境指標

項目	現状	目標
環境学習会、親と子の環境教室の参加人数	58人（平成26年度）	毎年、増加を目指します。

③ 市民・事業者等の環境活動の推進・支援

●現状と課題

これまで、環境活動の推進として、消費・環境をテーマとした消費生活展の実施や出前講座を実施しました。また、クリーン作戦の開催等について市報及び自治会回覧でPRしています。

一方、環境に関する市民・事業者の取組状況について、把握が不十分であることから、把握する仕組みの検討が必要です。

また、市はその取組を広くPRし、市域へ広げていくことが重要です。

市単独で、環境の取組を推進することは困難であるため、環境に関する団体や事業者の育成にも力を入れていく必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	行政	市民※
地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援	資源回収奨励金の交付、廃棄物減量等推進員制度やグリーンヘルパー制度等の運用により、地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。 また、ボランティア・市民活動センターを中心としたボランティアの育成や協働事業提案制度等についても情報発信、活用を促します。	環境課 ごみ対策課 協働推進課	○
地域での環境人材、環境団体の育成	出前講座や環境活動に参加する機会を創出し、地域での環境人材、環境団体の育成を行います。	環境課 協働推進課	○
環境活動把握、情報発信	市民・事業者の環境活動の取組を把握する仕組みを検討します。また、取組を支援するため、情報提供や情報発信を積極的に実施します。	環境課 産業観光課 協働推進課	○

第4章 今後10年間で重点的に取り組んでいくこと

本計画が目指す望ましい環境像や環境目標を実現するためには、広範囲な分野にわたる取組を総合的に推進するとともに、各主体が積極的に取組を進めていくことが重要です。

このため、計画を推進するものとして、市民・事業者とともに、特に重点的に取り組んでいくテーマを以下に掲げます。

施策の柱	重点的に取り組んでいくテーマ
1 みどり等との共生	みどりを誇りに思う意識の醸成 狭山丘陵、生け垣、水辺、農地等の本地域の貴重な自然環境を次世代に引き継ぐため、本地域のみどりを誇りと思う市民の意識の醸成を図ります。
2 エネルギーの有効利用の推進	エネルギーについて知る機会の創出 市民・事業者がそれぞれ、エネルギーを有効に利用していくため、市の取組や事業者の取組を広く発信することで、市民や子どもの環境学習に役立て、次なる取組の創出を促進します。
3 4Rの推進	市民とともに4Rを推進 市民等と連携を図り、ごみの排出抑制の取組を進めるとともに、可燃ごみの中で多くの割合を占めている生ごみの減量化、堆肥化などに取り組めます。
4 生活環境の保全	地域環境情報の収集・周知 法令に基づく環境に関する情報に加え、地域の情報（気温等）を把握し、情報発信することを検討します。
5 環境行動・教育の推進	市民・事業者の取組の把握とその行動支援 現在、市民・事業者の取組の把握が不十分であることから、市民・事業者等の取組を把握し、広く発信していくための仕組みを検討するとともに、各種情報提供や情報発信を行っていきます。



みどりを誇りに思う意識の醸成

●背景

本市の狭山丘陵、生け垣、農地、水辺等の貴重な自然環境は、まちの誇りであり、次世代に引き継いでいくべきものですが、一方で、市民にとってこれらの自然環境は身近なものであり、特別な存在とはなりづらい可能性があります。また、みどりは維持管理等の負担もあることから、適正な管理がされず、苦情等につながってしまう課題も抱えています。そこで、これらの自然環境が当たり前のものではなく、貴重な財産であることを地域で位置づけ、知ってもらう取組が重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

環境フェスタなどの市民が集まる場所において、丘陵地や生け垣などの地域の自然環境に関する情報発信を行うとともに、次世代に残したい自然環境風景の写真コンテストを行うなど、市民が自然環境に目を向けるとともに、その風景をストックしていくための取組を行います。また、生け垣コンテストなど専門家等からの評価や市民からの投票などにより、生け垣が市民の財産であるという意識の醸成を図ります。

エネルギーについて知る機会の創出

●背景

市の公共施設等における取組や事業者の自主的な取組など、有効なエネルギー利用のための取組が市内では数多く実践されています。一方で、民間での取組状況について、市では把握が不十分であるのが現状です。また、市内事業者の身近な取組は、市域の他の事業者の参考になることや地域での活動及び家庭生活での取組のきっかけになることも期待されます。

そこで、市内事業者の取組の把握を行うとともに、その取組を市民や子どもたちに伝えていくことも重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

エネルギーを身近に感じてもらえるよう、省エネナビ貸出しなどの取組を進めるとともに、市内公共施設や市内事業者の省エネや再生可能エネルギー導入の検討について、関係機関等から募集を行い、事業者等と連携を図り、これらの取組を題材とした市民や子どもたちの環境学習の場の提供や、エネルギーに関する新たな制度や技術について積極的に情報提供を行います。

市民とともに4Rを推進

●背景

4Rの推進では、マイバッグを持ち、レジ袋を断ったり、食べ物を残さないなどごみを出さない取組も必要です。

一方、本市では、現在、生ごみを燃やせるごみとして、小平・村山・大和衛生組合で焼却処理しています。平成21年度に実施したごみの組成調査によると、燃やせるごみの割合は50%程度が生ごみです。そこで、市では、モデル地区を設定し、「生ごみ堆肥化モデル事業」を平成26年度から実施し、引き続き取り組んでいきます。

●取組内容

4Rについて、生活環境の中や学校環境の中で実践してもらえるように普及啓発を行います。また、平成26年度から行っている「生ごみ堆肥化モデル事業」の取組を検証し、その情報を発信して、市域へ広げていく取組を行います。

廃棄物の処分量軽減、収集効率向上のため、生ごみの水切り運動（生ごみ水切りアイデア集（ぬらさない、絞る、干す等）の募集、水きりグッズの配布など）を並行して行うなど、多様な取組を検討し、実施していきます。

地域環境情報の収集

●背景

法令で定められた環境に関する情報（大気、水質、土壌、騒音など）は、定期的に把握されていますが、近年、気候変動の影響がみられる気温については、市内データが把握できていません。

そこで、地域の情報を把握し、市民に広く知ってもらうことも重要です。

●取組内容（イメージ）

具体的な取組としては、市内の学校等の百葉箱内にデータロガー付サーミスタ温度計を設置し、真夏日日数、熱帯夜日数、平均気温などを把握することが考えられます。

また、市民・事業者の協力を得て、気温の測定などに参加していただくことも考えられます。

市民・事業者の取組の把握とその行動支援

●背景

市民・事業者の環境に関する取組や意識は10年前に比べて高まっていますが、市ではその取組状況を把握できていない状況です。

市民・事業者の取組を支援する方法のひとつとして、市民・事業者の取組を身近な事例として発信していくことも重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

情報を把握していくために、市民・事業者・団体・学校などを対象に、取組を募集したり、取組を促進するために表彰制度を創設するなどが考えられます。

表彰のための評価や表彰式を市民公開型又は市民参加型で行うことにより広く発信し、市民や事業者の行動促進につながるような取組を行っていくことが重要と考えます。

具体的な取組を行っていない市民や事業者に対し、環境に関する情報を継続的に発信したり、地域の環境に関わることができる機会を創出していくことも重要です。

第5章 基本的取組の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画の推進及び進行管理の庁内組織として、「武蔵村山市環境推進委員会」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

(2) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、市民・事業者の代表によって「武蔵村山市環境審議会」を構成します。

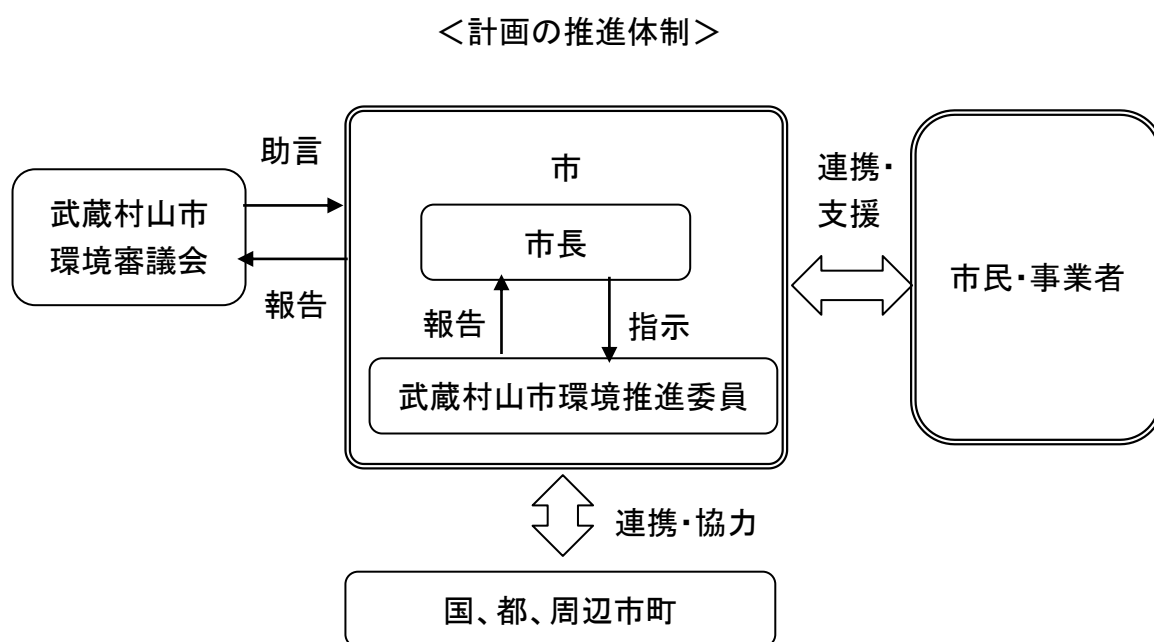
環境保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に審議し、方針などを検討します。

(3) 市・市民・事業者

市・市民・事業者は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取り組を進めます。また、必要に応じて市・市民・事業者は連携を図ります。

(4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、国、都、関係市町等と連携を図ります。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理の仕組み

① 武蔵村山市年次報告書を通じた見直し(毎年度実施)

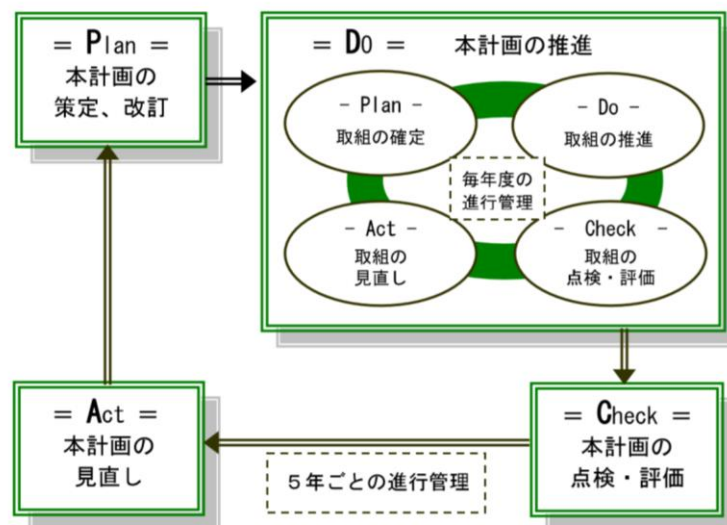
環境指標の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者に公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

また、武蔵村山市環境審議会で審議を行い、助言を受け、取組の見直しを行います。

② 計画全体の見直し

本計画は、平成37年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

<進行管理のサイクル>



③ 環境指標

環境指標を次頁以降に記載します。

環境指標について、総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、計画が更新された時点で、目標値についても更新を行うものとします。その他の指標については、毎年、数値が改善されることを目標の目安として、環境目標（定性目標）の検証を行います。

なお、環境指標は社会情勢や技術変化等を考慮し、環境審議会での意見等を踏まえ、適時見直しを行います。

基本施策柱1 みどり等との共生

環境目標：まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ		
取組方針①：みどりの保全・創出・育成		
項目	現状	目標
※1 都市全体の緑化総量 (緑被率)	44.5% (平成23年度)	45% (平成34年度)
※1 保存生け垣の延長	4,709m (平成26年度)	約4,850m (平成34年度)
※2 公園・緑地等ボランティア人数	64人 (平成26年度)	100人 (平成32年度)
※1 グリーンヘルパー (1級)人数	0人 (平成26年度)	8人 (平成34年度)

※1「第二次みどりの基本計画」 ※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針②水辺の保全・水循環の創出		
項目	現状	目標
残堀川クリーンアップ 作戦参加者数	23人 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。

取組方針③農地の保全・農業の活性化		
項目	現状	目標
※2 体験型市民農園の設置 箇所数	2箇所 (平成26年度)	3箇所 (平成34年度)
市内の小中学校での学 校給食で利用される地 場産率10%以上の野 菜数	12種類 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。
※2 認定農業者	18人 (平成26年度)	30人 (平成34年度)

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針④生物多様性の確保		
項目	現状	目標
—	—	—

取組方針⑤みどり等とのふれあいの場の創出		
項目	現状	目標
里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	3回、43人 (平成26年度、環境学習会・自然観察会)	毎年、増加を目指します。
水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	2回、33人 (平成26年度、環境学習会)	毎年、増加を目指します。
^{※2} 親水緑地広場の箇所数	7箇所(平成26年度)	8箇所(平成32年度)
農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	2箇所、107人 (平成26年度、体験型市民農園利用者数)	毎年、増加を目指します。

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針⑥歴史的文化遺産の保全		
項目	現状	目標
—	—	—

基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

環境目標：ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う		
取組方針①：省エネルギーの推進		
項目	現状	目標
^{※3} 公共施設等におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量(総量)	3,596,676.32kg-CO ₂ /年 (平成26年度)	3,194,545kg-CO ₂ /年
一世帯あたりの使用量(電気)	—	把握方法について検討を行います。 市域での把握が難しい場合、モデル世帯の把握など多様な方法の検討を行います。
一世帯あたりの使用量(都市ガス)	—	
一世帯あたりの使用量(水道)	—	

※3「第二次地球温暖化対策実行計画」

取組方針②再生可能エネルギーの推進		
項目	現状	目標
公共施設等における再生可能エネルギー導入量	—	把握方法について、検討を行います。
市内の再生可能エネルギー導入量	—	

取組方針③低炭素なまちの形成		
項目	現状	目標
※2 公用車における低公害車の導入割合	33%（平成26年度）	60%（平成32年度）
庁用自転車の台数及び利用数	2台 （平成26年度）	毎年、増加を目指します。 利用数の把握について検討します。
※2 市内循環バスの1便当たりの輸送人員	5人／便・年（平成26年度）	6人／便・年（平成32年度）
※2 乗合タクシー「むらタク」の利用者数	3,520人／年 （平成26年度）	4,500人／年 （平成32年度）

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握		
項目	現状	目標
—	—	—

基本施策柱3 4Rの推進

環境目標：4Rを全員参加で進める		
取組方針①：ごみの排出抑制と排出抑制の促進		
項目	現状	目標
※2 排出物原単位 (総排出量÷年度末人口÷年間日数)	805.2 g/人・日 (平成26年度)	705 g/人・日以下 (平成32年度)

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針②資源化の推進		
項目	現状	目標
※2 リサイクル率(エコセメント含む) (総資源化量÷総排出量×100)	34.9% (平成26年度)	41.0%以上(平成32年度)

※2「第四次長期総合計画後期基本計画」

取組方針③環境への負荷の低減とごみの適正処理		
項目	現状	目標
※4 最終処分量 (循環組合への搬入量)	1,958t (平成24年度)	1,700t以下 (平成29年度)
※4 最終処分量 (循環組合への不燃ごみ埋立て量)	30t (平成26年度)	16.3t以下(平成29年度)

※4「一般廃棄物処理基本計画」

取組方針④不法投棄対策の推進		
項目	現状	目標
—	—	—

基本施策柱4 生活環境の保全

環境目標：環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり		
取組方針①：生活環境の保全（環境基準の遵守と維持）		
項目	現状	目標
※環境基準の達成 （道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川における環境基準、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場及び立川飛行場周辺航空機騒音、大気中のダイオキシン類濃度、河川のダイオキシン類濃度）	90%（平成26年度）	環境基準の遵守（100%）

※環境基準の達成については、遵守すべき各項目が基準を守られている割合を示します。
 （環境基準の達成（%）＝遵守された項目／モニタリング項目×100）

取組方針②新たな環境問題への対応		
項目	現状	目標
—	—	—

取組方針③快適環境の保全		
項目	現状	目標
クリーン作戦参加人数	3,874人（平成26年度）	毎年、増加を目指します。
不法投棄等のごみ回収量	990kg（平成26年度）	毎年、減少を目指します。
犬のふんの放置防止パトロールの実施	—	24回以上／年

基本施策柱5 環境行動・教育の推進

環境目標：環境活動への参加と次世代を育成する		
取組方針①：環境に関する情報の収集・提供		
項目	現状	目標
広報による環境に関する情報の提供回数	17回（平成26年度）	毎年、維持又は増加を目指します。

取組方針②学校・職場での環境教育		
項目	現状	目標
環境学習会、親と子の環境教室の参加人数	58人（平成26年度）	毎年、増加を目指します。

取組方針③市民・事業者等の環境活動の推進・支援		
項目	現状	目標
—	—	—

第6章 資料編

○武蔵村山市環境基本条例

平成16年6月28日条例第15号

武蔵村山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市、市民及び事業者の責務（第4条—第7条）

第3章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

第4章 武蔵村山市環境審議会（第16条）

附則

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきた。

しかし、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染やみどりの減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

こうした認識の下に、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指して、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(3) 循環型社会 廃棄物等の発生が抑制され、発生した場合においては循環的な利用が促進され、及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

第2章 市、市民及び事業者の責務

(協働の責務)

第4条 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等から成る自然環境の保全、回復及び創造（以下「自然環境の保全等」という。）に関すること。

(3) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物等の減量及び再資源化の促進に関すること。

(5) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。

(6) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組まなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害の防止及び自然環境の保全等を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条第1項に規定する武蔵村山市環境審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動をとるための規範となる環境行動指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(環境の調査、監視及び測定)

第 11 条 市長は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策の策定及び実施のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査、監視及び測定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第 12 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、環境の保全等に関する取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 13 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する情報を適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めるものとする。

(自発的活動の促進)

第 14 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第 4 章 武蔵村山市環境審議会

(環境審議会)

第 16 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、武蔵村山市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等の基本的な施策に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年村山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○武蔵村山市環境審議会規則

平成 16 年 6 月 28 日規則第 33 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 11 号

平成 27 年 3 月 27 日規則第 14 号

武蔵村山市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市環境基本条例（平成 16 年武蔵村山市条例第 15 号）第 16 条第 7 項の規定に基づき、武蔵村山市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市民 3 人
- (2) 事業者 3 人
- (3) 学識経験を有する者 2 人
- (4) 関係行政機関の職員 2 人

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第19号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条中武蔵村山市情報館の設置及び運営に関する規則第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 20 日訓令（乙）第 6 号

改正

平成 24 年 3 月 27 日訓令乙第 21 号

平成 26 年 3 月 31 日訓令乙第 26 号

平成 26 年 7 月 10 日訓令乙第 140 号

平成 27 年 3 月 30 日訓令乙第 38 号

武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を計画的かつ総合的に推進するため、武蔵村山市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、毎年度、環境基本計画に定める環境施策の取組の点検及び評価を行うとともに、その見直しについて検討し、これらの結果を市長に報告する。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、環境基本計画の推進に関し必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人をもって組織する。

2 委員は、協働推進部環境担当部長、企画財務部企画政策課長、総務部総務契約課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部地域福祉課長、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育指導課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は協働推進部環境担当部長の職にある委員を、副委員長は総務部総務契約課長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、協働推進部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの要綱の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	市民生活部長	生活環境部長
	企画財務部企画政策課長	企画財政部企画政策課長
	総務部総務契約課長	総務部総務課長
	市民生活部地域振興課長	生活環境部産業振興課長
	都市整備部都市計画課長	都市整備部まちづくり課長
	同部生涯学習スポーツ課長	同部生涯学習課長
第4条第2項	市民生活部長	生活環境部長
	総務部総務契約課長	総務部総務課長
第6条	市民生活部環境課	生活環境部環境課

附 則 (平成24年3月27日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月10日訓令(乙)第140号)

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令(乙)第38号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○策定経過

年度	時期	議題
平成26年度	9月5日(金) ～9月18日(木)	市民意識調査実施
	12月4日(木)	第1回環境審議会 ・諮問について ・市民、事業者アンケート結果について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」策定について (スケジュール及び方向性について)
	3月16日(月)	第2回環境審議会 ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」策定の方向性について
平成27年度	6月4日(木)	第1回環境審議会 ・「武蔵村山市第二次環境基本計画」について (現状と課題、全体及び各施策の方向性について)
	8月5日(水)	第2回環境審議会 ・答申案について
	9月28日(月)	第3回環境審議会 ・答申案について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画(案)」について
	10月27日(火)	第4回環境審議会 ・答申について ・「武蔵村山市第二次環境基本計画(案)」について
	1月5日(火) ～2月3日(水)	パブリックコメント実施

○用語集

用語	意味	頁数
あ IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）は、国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。	P. 5、6、 36
アスベスト	一般に石綿と呼ばれる天然産の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を備えた絹糸状の光沢をもつ繊維状の集合体。住宅の断熱材、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに使われている。細かい繊維状となって空気中に浮遊したものを長期間吸い込むと、悪性腫瘍等の疾患を引き起こす可能性がある。	P. 46
エコセメント	ごみを燃焼させて生じた焼却灰、下水に溜まる汚泥などを混ぜ込んで製造されたセメント。日本工業規格（JIS R 5214）として規格化されている。焼却灰や汚泥にはセメントに必要な成分が含まれており、それらを有効活用することによって、廃棄物を再資源化してごみ処理負荷を軽減できる。	P. 39、 40、41、 59
エコツーリズム法	「エコツーリズム推進法」の略称。環境に配慮しながら地域の自然や文化、人と触れ合う旅のあり方をエコツーリズムという。同法はエコツーリズムを進めるための総合的な枠組みを定めた法律。国による基本方針の策定、地域関係者の参加による協議会の設置、地域での全体構想策定と国による認定、市町村による特定自然観光資源の指定などを定めている。推進法の施行を機に、それぞれの地域が、その資源や魅力を活かしたエコツーリズムを実現しようとする機運が高まっている。（平成20年4月施行）	P. 5
エコプロダクツ	毎年12月に東京ビッグサイトで開催されている環境配慮型製品・サービス（エコプロダクツ・エコサービス）に関する一般向け展示会。オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は平成23年から展示会に出展している。	P. 48

用語	意味	頁数
エコまち法	「都市の低炭素化の促進に関する法律」の略称。低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりに向けて、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じる事により、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図るもの。（平成24年12月施行）	P. 5、6
援農ボランティア制度	農業従事者の指示を受けて無償で農作業の援助を行う者を武蔵村山市に登録し、農業従事者の希望により本市が紹介する制度。	P. 24、25
か 拡大生産者責任	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、我が国の循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。	P. 38
家電リサイクル法	「特定家庭用機器再商品化法」の略称。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するもの。（平成13年4月施行）	P. 5、39
環境確保条例	東京都が制定している最大の環境・公害関連条例。平成12年12月に、旧東京都公害防止条例を全面的に改正して公布され、平成13年4月から段階的に施行された。都民の安全な生活環境の確保を図ることなどを主な目的として、旧条例で規定されていた工場公害関連の規制に加えて、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷低減、自動車公害対策などに関する規制強化や取り組みの充実が図られた。	P. 43、46

用語	意味	頁数
環境教育等 促進法	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の略称。平成24年10月に旧法を改正し施行された。改正法では、基本理念等の充実及び地方自治体の推進の枠組みの具体化、並びに環境教育等の基盤の強化等のほか、環境行政への民間団体の参加や協働取組の推進が規定された。これにより、地方公共団体の行動計画の作成及び実施に関して国民、民間団体等の参加が可能となった。また、国及び地方公共団体の政策形成への民意の反映や協働取組推進のための協定制度の導入が謳われている。	P. 5、9
カンクン合 意	2010年、メキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)での合意。気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるために、2050年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトを共有のビジョンとする前提のもとで一連の合意がなされた。京都議定書を離脱した米国、温室効果ガスの削減義務を負わない中国やインドなどの新興国にも排出削減を求めている。	P. 5
京都議定書	1997年に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において採択された。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの6種類の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進国締約国は1990年比で5%以上削減することを目標に、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。この議定書はロシアが批准したことにより、2005年に発効した。	P. 5
グリーンカ ーテン	窓の外に、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を植えて、カーテンのように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。	P. 34

用語	意味	頁数
クリーン作戦	「関東地方環境美化の日（毎年5月30日）」に、ゴミゼロデーの統一キャンペーンの一環として実施されており、武蔵村山市では昭和59年から実施している。	P. 47、50、61
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を重視し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。	P. 39
グリーンヘルパー制度	武蔵村山市がみどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダーとして認定する制度。グリーンヘルパーは市民のボランティアであり、本市のみどりの適切な保護及び育成を市民との協働により実施する。	P. 50
公共施設等総合管理計画	過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。こうした背景のもと、財政負担を軽減・平準化するためには、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要である。こうした背景を受けて、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定、その一環として、平成26年4月に総務省は自治体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請した。	P. 7
小型家電リサイクル法	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。 デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。（平成25年4月施行）	P. 5、39

用語	意味	頁数
コペンハーゲン合意	京都議定書に続く、2013年以降の新たな地球温暖化対策の枠組み（ポスト京都）に関する政治的な合意。2009年12月にデンマークで行われた COP15 の全体会合で、「同合意を留意すること」が決定された。世界全体の長期目標として産業化以前からの気温上昇を2℃以内に抑えることや、先進国による途上国への支援などが盛り込まれている。一方、具体的な削減目標などは入っておらず、先進国は中期目標を、途上国は削減行動を、それぞれ条約事務局へ提出することになった。	P. 5
サーミスタ温度計	サーミスタは半導体の温度-抵抗特性を利用した半導体温度センサ。熱電対とともに工業用温度測定における主要センサである白金測温抵抗体と比較して、抵抗変化特性の直線性が悪く測定精度も低い、小型・廉価で衝撃にも強く、かつ10倍くらい感度が良いため、温度センサとして広く実用されている。	P. 53
再生可能エネルギー	永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力をエネルギー源として利用することにより生じるエネルギーの総称。	P. 6、7、19、32、33、52
再生可能エネルギー特別措置法	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の略称。再生可能エネルギーからつくった電気を国が定めた単価で一定期間電力会社が買い取ることを義務づける法律。再生可能エネルギーによる発電ビジネスの推進・拡大が目的。買い取りにかかる費用は国民が電気使用量に応じて負担する。（平成24年7月施行）	P. 5
再生可能エネルギーの固定価格買取制度	再生可能エネルギー特別措置法に基き、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づける制度で、平成24年7月にスタートした。電気事業者が再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として国民が負担する。この制度により、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図る。	P. 6

用語	意味	頁数
資源回収奨励金制度	武蔵村山市内の自治会等の営利を目的としない団体を対象とし、回収業者に引き渡した資源ごみの量に応じて奨励金を式有する制度。	P. 37、 39、50
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を進めるために政府が定める基本計画。平成12年6月に策定され、平成20年と平成25年に見直しが行われた。平成25年5月に策定された第3次基本計画は、質にも着目した循環型社会の形成をテーマに、3Rの促進や有用金属の回収、震災廃棄物対策指針の策定、国際的取り組みの推進などを掲げている。	P. 5、7
省エネナビ	分電盤に取り付けることで、家全体の電気使用量が可視化されると共に、利用者自身が決めた目標を超えるとお知らせする機器。電気使用量を数値やグラフで見ることができ、日々の生活の中で電気消費量を意識することで、節電行動や環境に配慮したライフスタイルの実践につながる。	P. 31、 52
省エネ法	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称。省エネ法は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。平成26年には題名が変更され、住宅・建築物分野の対策の強化、エネルギー管理の工場単位から事業者単位への変更などを盛り込み改正された。（昭和54年10月施行、平成26年4月改正施行）	P. 5、6
食品リサイクル法	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的な処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するもの。（平成13年5月施行）	P. 5

用語	意味	頁数
水銀に関する水俣条約	水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約。地球規模の水銀及び水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康及び環境被害を防ぐため、国際的に水銀を管理することを目指すもの。2013年1月19日にジュネーブで開かれた国際連合環境計画(UNEP)の政府間交渉委員会にて全会一致で名称案を可決し、92か国(含むEU)が条約への署名をおこなった。発効は50か国が批准してから90日後とされており、その時期は2016年ごろと予想されている。	P. 5
生産緑地	生産緑地法に基づき自治体が指定する土地又は森林のこと。緑地が持つ地盤保持や保水などの働きによる都市環境の保全を目的としている。	P. 24、 25
生態系サービス	人類は、生態系によって提供される多くの資源とプロセスから利益を得ている。このような利益は、まとめて「生態系サービス」と呼ばれている。生態系サービスは、次の5つの種類に分類することができる。 ①(供給) 食品や水といったものの生産・提供 ②(調整) 気候などの制御・調節 ③(文化) レクリエーションなど精神的・文化的利益 ④(基盤) 栄養循環や光合成による酸素の供給 ⑤(保全) 多様性を維持し、不慮の出来事から環境を保全すること。	P. 15
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。	P. 5、9、 15、19、 26
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現するもの。(平成20年6月施行)	P. 5

用語	意味	頁数
生物多様性 保全活動促 進法	地域における生物多様性の保全の必要性に鑑み、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。(平成23年10月施行)	P. 5
た ダーバン合 意	2011年、南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)での合意。交渉は難航し、会期を延長した結果、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、みどりの気候基金及びカンクン合意の実施など一連の決定(これを「ダーバン合意」という)を採択した。日本政府は、京都議定書の第二約束期間に参加せず、2013年以降については独自の削減努力を続けるとしている。	P. 5
ダイオキシ ン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物等が指摘されている。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。	P. 43、 44、
地球温暖化 対策の推進 に関する法 律	この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。(平成11年4月施行)	P. 5、6
低炭素社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ転換することを目的とする。	P. 5、6
適正管理化 学物質	六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの59項目の化学物質であり、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる。東京都は適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う事業者に対し、年間の使用量、製造量、出荷量などの報告を義務付けている。	P. 46

用語	意味	頁数
東京都特別栽培農産物認証制度	化学合成農薬や化学肥料を大幅に削減した農産物に対して、東京都が「東京都エコ農産物」として認証する制度。	P. 24、 25
都市農業振興基本法	人口の減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力も低下してきている。また、東日本大震災を契機とし、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がっている。基本法では都市農地の有効な活用及び適正な保全、市街地と農との共存を基本理念として、政府に対し、必要な法制上、財政上、税制上、金融上の措置を講じるよう求めている。また、総合的・計画的に施策が推進されるよう、政府による都市農業振興基本計画の策定が義務付けられた。（平成27年4月施行）	P. 9
は 排出物原単位	1人1日当たりのごみ排出量のこと、「総排出量÷年度末人口÷年間日数」で計算する。ごみの発生抑制や分別の徹底の効果を計る指標とされる。	P. 37、 P. 38
ヒートアイランド現象	都市部にできる局地的な高温域のこと、冷房などの空調排熱、コンクリートやアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象。緑地、水面の減少に伴う蒸散効果の減少も要因の一つ。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。	P. 9
4R	日本では平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入された。3Rとは、Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略称。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用を心がけるといふもので、循環型社会をつくっていく上で基本的な考え方となる。3Rの理念に基づき、国内では各種リサイクル法が整備されている。最近ではこれにRefuse（リフューズ＝不要なものは断る）を加え、4Rという考え方が浸透しつつある。	P. 18、 19、37、 38

	用語	意味	頁数
や	容器包装リサイクル法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るもの。（平成9年4月施行）	P. 5
ら	リオ+20	2012年6月20日から22日までの3日間、ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と持続可能な開発に関する国際会議。1992年に行われた国連環境開発会議（地球サミット）のフォローアップを目的とし、国連に加盟する188カ国とEUなどから代表団が参加した。環境保全と貧困根絶などに関する新目標を2015年までに策定することなどを盛り込んだ、成果文書「私たちの望む未来」が採択された。	P. 5
	緑被率	一定の広がり地域で、樹林・草地、農地、園地などのみどりで覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つ。夏に撮影した空中写真などを測定データとして用いている。	P. 21
	RoHS	電子・電気機器における特定有害物質の使用制限についての欧州連合（EU）による指令である。2003年2月にWEEE指令と共に公布され、2006年7月に施行された。（Restriction of Hazardous Substances）	P. 5

武蔵村山市第二次環境基本計画
(平成28年度～平成37年度)

発行年月／平成28年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部環境課環境保全グループ

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話：042-565-1111



武蔵村山市